

〔研究ノート〕

大学の地域貢献に対する疑念

高橋 克紀

1. はじめに

大学に求められる「地域貢献」とは何のことなのか。貢献しない大学とは逆どのような存在なのだろうか。自ら貢献ぶりをアピールするというのも、日本の文化では異様に映る。

地域貢献は大学の在り方を変える新たな役割だと言われ、2006年に大きく改正された教育基本法がそう規定したのだとも言われている。しかし、改正法の条文がそうになっていないことは、教育学者や法律学者によく知られている。教育基本法改正からだけでも16年以上経ったいまなお、地域貢献なるものは意味がよくわからない。

この用語に不満や疑念を持っている教員は少なくないが、表の議論にはあまり出てこないようである。もし読者に、〈大学の地域貢献ということに違和感を持ったことなどない〉、〈日本語としてどう変なかね〉と思われるなら、本稿で私はただ職場の愚痴を言っているだけとなる。本当にそうなのか。本稿はその疑問を投げかけるエッセイである。

通常の論文なら、法改正の経緯を文科省等の公開資料で確認していくが、本稿ではそうしない。次節の肯定派論文の検討と重複することに加えて、教育学ではなく政治・行政学の教員である私には、「どう論じられてきたのか」という問題意識が強いためである。

2節では、地域貢献の推進派が「地域貢献」の経緯や意義をどのように論じているかを示す。法改正と大学への補助金の長期的削減動向を振り返ったうえで、

競争的資金の補助事業を通して地元自治体の行政課題を知的に主導するという役割が大学に期待される。この見解の代表とそれを少し発展させたものとして、長田（2015）と矢口（2021）を取り上げる。

3節は法律学での捉え方をコメンタールから検討していく。教育法学では法改正に批判的で、地域貢献という「役割」についても法律上の変更はないと論じられている。主には、浪本・三上編（2008）や『教育関係法』（別冊法学セミナー、No.237）に依拠する。

4節は、地域住民のニーズが具体的にどのようなものと捉えられているのかを扱う。政府は当時から、大学は就職・転職に資する教育ニーズに応えよと主張してきたが、それも含めて地域の人々にどのようなニーズがあるのか具体的にわかるような先行文献がほとんどない。そこで、国立4大学の調査データに基づいた藤村・島（2015）を確認したあと、内閣府の世論調査から近似的なものを、次に、視点を変えて、大学教員がどう捉えているのかについて、高嶋ほか（2006）による希少な論文を取り上げる。

5節は、ここまでのまとめを行ってから、私が疑問に思い、先行研究ではあまり触れられなかったことを述べる。6節では、本稿の批判点を確認してから、地域貢献等の用語の使い方について私見を述べる。ただし私は用語法を指定したいわけではないので、議論の整理として一案を示す以上の意図はない。

2. 推奨される「地域貢献」

まずは地域貢献がなぜ求められるのかを肯定派の見解からみていく。本節では上記の通り、長田と矢口の文献を用いる。

(i) 長田の解説

大学が「地域貢献」を重視しなければならなくなったのは2006年の教育基本法の改正による、とよく指摘されている。最近よく引用されている長田（2015）は、地域貢献という役割が「教育基本法の2006年改正によって正式に追加された」と明確に述べている（p.18）。すなわち、大学の意義や役割はそれまで「教育」と「研究」の2側面から論じられてきたのだったが、そこへ、OECDにおける動向も影響して、日本でも「地域貢献が第3の役割として追加され」たのだ

という (p.18)。

……地域貢献とは、大学が持つ多様な知的資源、それは学術的な専門性に基づく知見や大学が所有する施設などの多岐にわたる資産とソフト面とハード面の両面を意味する、をキャンパス外の地域社会に還元することの重要性を定義づけたのである。(p.18)

この文章は二つ目と三つ目の読点で挟まれた部分が挿入節なので読みづらいが、〈大学の「知的資源」を大学の外に「還元」せよ、それが大学の地域貢献である〉という主旨である。

「還元」の活動をそれまで大学が行ってこなかったわけではない。「地域社会との関係を積極的に持つ学問分野」や「社会福祉論」などが積極的・活発に取組んできたことと長田は指摘する。よって、地域貢献は大学で新たなことを始めよというのではなく、「大学の全学的取り組みとして」それを「位置づけ」ねばならない、という意味なのである (p.18)。

これに関して文科省は、大学の、「地域で活動する多様な主体との連携を通じて活動する地域の知的部門でのハブとしての役割」(p.18)に着目し、具体的には、公開講座、産業界と関連した分野での人材育成、ビジネス向けの共同研究や調査、の三種類を挙げている。

ここで長田は、やや唐突ながら、¹⁾こうした政策は、当時の流れを見ると、「地域貢献に対する大学の在り方を示すというよりも、大学の自立性を保つ意味などから出てきた議論のように思われる」(p.20)との指摘を付け加えている。それは、90年代に、国立大学の将来像の検討として、運営の自由度を高めて「研究水準を国際的に維持」しようとしたことに遡る (p.20)。国立大学の独法化を2003年に法律で定め、国立大学は「財政的な基盤を大学が独自に確保することが求められるようになった」ので、「大学の存在意義を広く社会に訴求するため

1) 長田の行論では、この部分は、「政策面から流れを追う」とか「そもそも、政策に関する関係からみると」と記しており (p.20)、原文でも地域貢献の論理とは別系統の流れがあったことを遠回しに示している。この場合、「政策」は重要な論理のつながりの乏しさを表す語彙のようである。政治学では使わないやり方だが、筋が通らない意思決定を「政策判断」と呼ぶ例には私も接したことがある。

に地域社会との関係を深めること」もまた、求められるようになった (p.21)。

政府はこの方針を 2006 年の教育基本法改正で次のように裏付けた。「大学は学術の中心として広く知識を授け、知的、応用的能力を展開させてその成果を広く社会に提供し、社会の発展に寄与すると明文化された」(p.21) と長田は法文に従って述べている。²⁾

同改正は、教育全般について、「公共の精神」等の尊重や、家庭と地域住民の相互協力を重視しており、そちらのほうが議論を呼んだのではあるが、2012 年以後、文科省が「大学 COC 事業」³⁾ という新たな施策を始めたので、これを通して「大学の地域の連携事業についての取り組みが注目を集めることとなる」(p.20)。そうした背景として、長田は三点を指摘している。人口減少、地域経済構造(中心部の商店街対策や製造業の空洞化など)、大学の存在意義(学生確保の困難)、である。

長田はこのように経緯を紹介している。本文を読んでいると長田が地域貢献を推奨していると感じられるのだが、冷静に読むと観察的な書き方がなされている。地域貢献のあり方を長田がどう捉えているのか明示されてはいないものの、おそらく、「地域が抱える問題を解決するための研究所としての役割」(p.23) を支持している。

地域の研究所的位置づけは双方にメリットが大きいという。大学はその「知見を実社会に還元する機会」を得て、「大学の情報発信能力と知見を社会に知らしめるという点で、学問領域における本来の姿を見せる」ことができるし (p.24)、学生を教育する場も得られる。さらに、地域住民が期待しているのは、「公開講座の開催ではなく、地域で抱える社会的な問題に如何に取り組むかという地域に対するコンサルティング的な活動」⁴⁾ (p.24) である、と述べる。

このあと長田は『日経グローバル』誌による大学ランキングを紹介して、多くの大学が地域貢献に取り組んだ結果、大学に対する相対的な評価は厳しくなった

2) ただしこれは学教法 83 条(旧 52 条)の表現に沿っている。

3) 名称は「地(知)の拠点整備事業」で、「大学等が地方の自治体を中心に地域社会と連携をすることを推進する」もので(長田, p.20)、2014 年から地方創生の一環である「COC+事業」となった。

4) これは大宮・増田(2007)や藤村・島(2015)を参照しながら記述されている。なお、この 2 論文については本稿 4 章で言及する。

という。首都圏の大学がランク入りしないのに長野県や北関東の大学が上位に入っており、「地域密着型の活動を大学の重要な役割として位置付けている点が重要だと思われる」と述べている (p.27)。

このコメントはランキングに関するものではあるが、長田の全般的な評価を表しているように思われる。しかし同論文は、「大学と地域貢献の背景」をまとめたものであるとし、認知・活動の広がりの様子、大学と地域の認識のずれを確認した、と述べたあと、「現在も大学像は変化を続けており」、今後も「継続的に見ていく必要があると思われる」といって、結論もなく終わってしまう。

たしかに、長田論文は文科省の施策の流れを追っていた。また、地元のコンサルティングという地域貢献像についても一雑誌のランキングから窺えることを述べたまで、と言えなくもない。そのため私 (という一読者) が最も困ったのは、地域貢献のススメが、国による大学の助成削減と学生獲得競争の激化に大きく関わっているのに、地域貢献の活動が大学経営をどのようなロジックで改善するのが一切示されていなかったことである。世界レベルの研究を維持するために必要な大学経営の自由度と、広く「地域貢献」することのあいだがつかないままに放置されている。

もっとも、つながらないことを求めているのは政府であって長田論文ではない。たしかにそういう書き方になっている。長田はただ当局の動きを振り返って報告し、それに適応してきた大学の姿を見守っているようなのだ。

政府は独法化によって国立大学の経営自由度を高め、地域貢献で地元からまとまった資金を獲得して、大学の自立性や研究水準が高まるかのように言っていた。しかし、現にそうならなかったのは、国立大学が主に地域社会との関係づくりに失敗してきたからなのだろうか。地域との距離があったといわれる (国立) 大学は、いつごろから存在意義を地域社会に否定されるようになったのだろうか。長田論文はこうした当然の疑問にも知らん顔をしている。

(ii) 矢口の派生的見解

長田 (2015) における「地域貢献」の曖昧さは、これの推進派である研究者からもある程度は指摘されている。次に見ていく矢口論文 (2021) は長田の考察をほぼそのまま受け入れつつも、長田のいう地域貢献の具体的な意味がまだ明らかでないと批判している。

矢口は2005年の中教審答申に遡り、その「社会貢献」が、「地域貢献、産学官連携、国際交流等」により、「地域社会・経済社会・国際社会等、広い意味での社会全体の発展への寄与」という意味である、と確認したうえで、

しかし、具体的に何をもって「社会貢献」とするのか、またその意義等については明確にはなっていない。(p.132)

と指摘する。

矢口は大学の「地域貢献」とは、2005年中教審答申における「社会貢献」と同じものだと解して、次のように主張する。

……“大学の教育・研究機能や知的・物的資源の開放、教育・研究成果の社会への還元・適用、また、それらを求める主体との協働による地域・社会課題の解決で持続可能性・豊かさの向上等、社会の発展・進歩に寄与すること”である。こうした大学の地域・社会貢献が、今日(2005年以降)の「社会貢献」といえるのではないだろうか。ここでの“主体”や“地域”・“社会”は……閉じられた存在・領域ではないが、地方大学や公立大学の多くの場合、大学の近隣の地理的領域(地域)での展開が想定される。(pp.139-140)

おそらくここで重要なのは、中教審的「社会貢献」では想定される社会の範囲が広すぎるので、とある大学が、「大学の近隣の地理的領域(地域)での展開」する場合には狭すぎる、という違和感を目を向けていることである。

ただし本稿は、「ここでの“主体”や“地域”・“社会”は……閉じられた存在・領域ではないが」の中略部分についてまだ言及していないので、これから、その論旨を確認していく。順番を変えたのは、そこに実は「上述したように」と書かれており、その部分が難解な文章で展開されていたので、結論にあたるものを先に引用しておかないと(私には)扱いつらかったからである。

では、その難解な文章を見ていこう。矢口は2005年以後の地域再生(さらに、後の地方創生)の政策動向に沿った文科省の「支援と問題提起」に注目していた(p.133)。あのCOC事業のことである。

ここで注目すべきことは、社会貢献の内容が単に「教育・研究成果の社会への還元」ととどまらないことである。具体的な“地域”を対象として、「還元」すべき教育・研究成果が何であり、どのように活用できるのか、地域にどのように役立つのかといった、具体的な地域への「還元」が新たに求められるとともに、それが強調されてきたという点であり、そこに特徴がある。ここでの“地域”は日本国内が強く意識されているが、それは閉じられた領域ではない。(p.134)

COCにおいて、文科省は、従来の意味での成果の「還元」ととどまらず、予め何を還元するつもりで教育研究するのか、それがどう地域に役立つのかを明示するよう求めるようになった。大学は結果的に広く社会に成果を還元する、というわけにはいなくなったようである。だからといって、大学の社会貢献を行政区画に閉じ込められるわけにもいくまい。

矢口の難しい文章は以下のように続く。そこには別の矢口論文(2018)が引用されているので不自然に見えてしまうが、原文どおりに記す。

「……『地域』は世界・政治・経済・文化への入り口であり開放された具体的な展開の場であり、自然・環境・人間の関係が存在・展開する具体的な場である。『地域』は、あらゆる事象(事実と現象)の入り口であり、生活・活動の場であり、人々の暮らしの場である」。そして、「多様な主体が対象とする課題・内容に関する活動の範囲域、すなわち、自治体や外形的な地理的領域もしくは利害関係や課題別等の空間的関係領域」であり、「地理的にも空間的にも、その範囲域は小さな領域からグローバルな領域にまたがる」。(p.134)

引用表記のことを横においても、詩的に過ぎるのか哲学的に過ぎるのか、わかりづらい文である。私なりに取敢えて意識してみる。「地域」は一つの行政区画である以上に、「世界・政治・経済・文化」の事柄につながってそれらが具体的に展開する場である。それは人が暮らしている場なのだから、あらゆる現象は地域で起こっている。よって、自治体やその中の区域で起こることも「グローバル」につながっているのだ。

この読みで大きく外れていることはないと思うが、矢口説では、地域の問題は

本質的に他の広い社会での問題と同じであり、地方大学はたまたまそれが現れた大学近隣のエリアでその問題解決に取り組むればよく、ユニバーサルな研究関心と狭域での「貢献」とが矛盾することはない、と考えられている。私には、先の「事実と現象」における「事実」の意味がよくわからないが、実在論的な捉え方だと理解すると、上記と次の引用部分がよく筋が通る。

このような“地域”の理解からすれば、2005年中教審答申に述べられているように、社会貢献は「地域社会・経済社会・国際社会等、広い意味での社会全体の発展への寄与」なのである。同時に、地理的空間的に小地域からグローバルに開かれた“地域”への貢献、また具体的な国内地域への貢献を強調するところに今日の特徴があるとすれば、さらに公立大学の地域密着的性格を考慮すれば、筆者は“地域”への貢献も強調した「地域・社会貢献」の表現を用いることにする。(p.134)

今度は思想ではなく文構造で戸惑わされるのだが、二か所ある「すれば」の一つ目(あるとすれば)を「ので」に、二つ目(考慮すれば)を「(考慮する)べきなので」に置き換えると意味の通りがよくなる。すなわち、〈「地域」で問題が隔絶されるわけではないのだから、大学が行う国内某所に限定するかのような貢献も広い社会への貢献も、本質的には同じものである。また、公立大学は地域密着的性格を持つ(べきと言われている)ので、単に「地域貢献」や「社会貢献」と呼ぶよりも、「地域・社会貢献」と呼んだほうがよい。ゆえに、矢口論文はそうしていく〉と意識できよう。

「公立大学の地域密着的性格」に関して矢口は改正教基法よりも2018年の中教審答申(後述する「グランドデザイン」)を重視している。答申は、公立大学が「各地方公共団体の高等教育政策の中心的役割を担い、教育施策にとどまらぬ地域活性化や行政課題の解決に貢献するよう求めており、リカレント教育の産官学連携や、「地域あげて協働するための地域連携組織の立ち上げについても指摘し」(p.135)ている。そのため、少なくとも2018年以後の公立大学が、地方自治体の地理的範囲を「地域」として強く意識せざるを得なくなったことを、矢口は改正教基法と整合させようと努めているように思われる。同論文はこのあと、2020年に掲げられた「地域連携プラットフォーム」(という産官学の連携組織)の紹介・

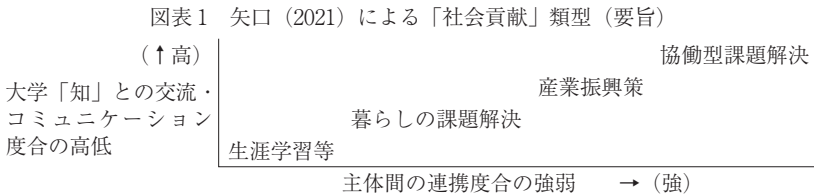
説明へと進み、より現実的・制度即応的なことを語っていく。

地域連携プラットフォームで扱う課題として、大学は地域課題に基づく教育研究の活性化や共同取り組みの推進、地方公共団体は大学の知と人財を活用した課題解決や域内への若者の定着促進、産業界は自らのニーズを反映した人財育成や共同研究による活性化等、をあげている。そして、地域課題解決型の実践的な教育プロジェクトの提供、産業振興・地域イノベーション、大学進学率（とくに地域内進学率）や地域内定着率の向上策、社会人教育プログラムの開発等、これらを産官学協働で改善・解決して行くことが急務だとした。(p.136)

文科省のガイドランはこのように大学、地方自治体、産業界それぞれが扱う(べき)課題を列挙している。その取組の組織構成は同ガイドラインではわかりづらいので、矢口の示す解釈が有益である。すなわち、会員総会→幹事会・協議会等(名称はともかく、運営方針を協議する)と直結した事務局(産官学から出向、資金調達も担う)→事務局がコーディネートして各種組織が連携協力する、⁵⁾というかたちになるようである。そこに実働部隊はなく、産官学の会員組織がそれぞれの役割遂行を担当するようである(たとえば、文科省によると、大学が扱うべき課題は、入学者・卒業者を地域内に引きとどめることや「社会人教育プログラム」の開発など)。矢口はこうした今日の文科省事業を紹介してから、再び、教基法・学教法による大学の三つの役割の「位置づけ」における「社会貢献」が、「具体的に何をもちて社会貢献とするのかが明確でない」と言い(p.136)、それを補うべく、「大学「知」との交流・コミュニケーションの度合の高低」と「主体間の連携

5) 用語は矢口が文科省ガイドラインを元に描いた「図1」(p.136)から取った。なお、文科省高等教育局のガイドライン(令和2年10月)では、「全体会議」の下に「推進会議」があり、その下に大学や企業等の「実行部門」が枝分かれする系統図が描かれている。そして「運営会議」はその下に、ヒエラルキーを示す線を何もつけずに浮遊している。運営事務局は参加者のどこかに設置してもいいし、独立して設置してもいい、いろいろありうるというから、描きようがなかったのであろう(図はあくまで一例であるとされる)。ただし、「専任職員の確保や、大学等、地方公共団体、産業界等の参画主体からの職員派遣や場所等の提供を行うことなどが期待されます。」(同ガイドライン p.23)と、形態はともかく事務局組織への資源供出を明確に求めている。

(パートナーシップ)の度合いの強弱」という2軸での整理を提示している⁶⁾。社会貢献の実際の活動を、2軸ともにレベルが低いところから高いところへと、「生涯学習等」,「暮らしの課題解決」,「産業振興」,「協働型課題解決」という4タイプを並べている(その簡略化したものを図表1に示す)。



出典：矢口(2021:139), 図2から抜粋

そこでは、全体として、生涯学習としての地域・社会貢献には学的知も連携もたいして要らないが、たとえば産業振興の場合だと、「〈学習(知識獲得)→コミュニケーション→政策策定→活性化〉につなぐプロセス」(p.139)が必要であり、それを経て、一層の関係強化が必要な「協働型課題解決」に取り組むレベルに至る、という関係が構想されている。

大学はまず「知識獲得」の段階を担うが、それにとどまらず、研究の結果的な還元、さらに意図的に目的を設定した協力関係(協働型)⁷⁾へと高めるべきなのであろう。矢口は「地域・社会貢献」に大きな期待と社会構想を込めている。

- 6) 正確には、矢口はこれの前に、もう一つの着想を挙げている。現に行われてきた大学の“社会貢献”活動を、「機能別、地域課題別、交流・連携度合いという三つの側面」で区別したものである。「機能」とは、教育、研究、地域・社会貢献という、大学の三つの面のことで、「地域課題別」とは大学による中長期的な貢献を指し、最後は大学・地域相互の信頼関係を強める取り組みのことであるという(pp.137-139)。矢口はこれと二軸の整理を組み合わせると説明しているのだが、語彙が複雑になる割にその効果がよくわからない。二軸の整理だけでもポイントはわかるので、機能面については割愛する。
- 7) 協働型では、「〈コミュニケーション→課題発見→研究→協働→課題解決→活性化〉という連動プロセス」をとるという(p.139)。産業振興だと「政策策定」だった部分が「課題発見→研究→協働」と詳細になっており、より参加の度合いを高めていることがわかる。しかし、参加の度合いが相対的に低いほうに「政策策定」という言葉が使われている理由が私にはまったくわからない。

大学の「社会貢献」とはそうしたコミュニケーションを通じた、相互信頼を醸成する取組たるべきなのであろう。そして、

……地域という具体的な場において、地域課題と協働者の問題意識が適合すれば（共通課題の発見）、学生は卒業論文につなぎ、教員は研究論文として内外に発表し、地域住民は意識の変化や生活の質や持続可能性の向上につなぎ、まさに地域の活性化につながる。教育、研究、地域・社会貢献が、ある地域を舞台に一体的に推進できるものとなる。（p.139）

と、矢口はきれいにまとめたイメージを読者に提示する。大学の「社会貢献」には、教育研究の成果の還元という意味からもう一步進めてたものが求められる。その「地域・社会貢献」とは、

…… “大学の教育・研究機能や知的・物的資源の開放、教育・研究成果の社会への還元・適用、また、それらを求める主体との協働による地域・社会課題の解決で持続可能性・豊かさの向上等、社会の発展・進歩に寄与すること” である。（pp.139-140）

と、「整理・定義できる」という（p.139）。大学と地域住民の双方にメリットがあり、さらに、信頼が深まって地域が活性化するというメリットも生じる。重要なのは、地域と大学の深いコミュニケーションから地域が活性化する、ということである。

たしかにコミュニケーションの乏しい地域は活性化できないだろう。コミュニケーションの活性化から、停滞していた諸々の事柄も動き出すことが期待できる。ただ、政府が即効性のある経済の活性化を求めているのに、中長期的にコミュニケーションが豊かになる社会を「活性化」と呼ぶと話がかみ合わなくなる。また、大学がそうしたコミュニケーションの中心にいる（べきだ）と言えるのかという疑問も私にはある。しかし、矢口のメッセージのほうが、大学の宣伝に頑張れと言われるよりは前向きだし、文科省の近視眼的な貢献像よりは本質に立ち戻るチャンスがありそうに思える。

そうとしても、こうした地域貢献（矢口のいう「地域・社会貢献」）の考察は「具

体的」だったのだろうか。四つの主な活動を二軸に基づいて整理するところは少し具体的に感じられるし、文科省の求める連携強化が我々の現実から見てまだかなり先の協働であることもわかるから（もっとずっと相互信頼が必要なので）、ただ幅広く「社会貢献」と言われるよりはよい。他方、地域の多様な担い手たちとの協働を通して解決すべき課題が、図表1でみた四つのタイプのいずれに整理できるのか（生涯学習は性格が違うようなので、三つというべきか）見当がつかない。というのは、ある課題が身近な課題なのか協働型課題解決なのかといったことは、事前にはわからないように思うからである。それに、問題がたまたまローカルなだけで本質はグローバルであるという（あの抽象的な）地域像もかかわってくるから、これらの点で、矢口の整理もまた具体性からは程遠いと言わざるを得ない。

他方で、COCやプラットフォームで言及されることは過度に具体的である。若者の定着率目標などあまりに具体的なので、それが学的知と結びつくとしたら、スピンドクターのような意味合いになりかねない。この個別事業レベルでの具体性が上記の二軸とどう結びつくのか矢口は論じていない。矢口の結論は個別的な補助金事業のあまりの具体性に即してはいないのだから（むしろ真逆の理想論であった）、中教審・文科省が貢献（寄与）を事後的・結果的なものから事前的・目標達成的なものに変更したことを明確に批判しておくべきだったのではなかろうか。

8) たとえば、身近な課題の解決とは、私の想像では、外国人の住民がごみ収集日を守らないとか、国籍を問わず駅前での放置自転車が多くて困るといったものが浮かぶ（不適切な連想ではないだろう）。その解決には学知よりも誰かの忍耐強い対人接触を通じた働きかけが重要である（ということ、私は自治体行政の取組や社会学・心理学の研究書などで学んだ）。また、そうした解決策については、研究者が住民に教えるというよりは、現場から学者が教わっていることが多い。研究者はその問題を全国レベルの公的課題に引き上げるのに「貢献」しているようではあるから、どちらかといえば貢献（寄与）の方向は逆向きなのである。

また、ごみ収集問題にしても、外国人との摩擦にしても、それは地域（またはより狭い範囲の区域）の商工業の業態と深くかかわっている。産業振興策の裏側で生じた身近な問題には、特定の業界が産業連関表上の経済効果を優先させる場では軽視された事柄が現れやすいから、それは身近な課題というだけでなく産業振興上の弱点として、事業者はもちろんだが行政も対処する必要がある。それを大学から呼びかけて連携するというのは、もしその大学が既存の産業界に支援されているのなら難しいだろう。動くとしても、学長等の公式な立場ではなく、水面下で関係者を説得していくような取組になると思われる。

(iii) 小括

本節を終えるにあたり、長田と矢口が重視することをまとめておく。表現には私の言い替えがまざっているが、次のように言えるだろう。

- (ア) 大学は 2006 年の教基法改正により、新たに地域貢献または社会貢献という役割を与えられた。
- (イ) 地域貢献に、個々の分野や教員としてでなく、大学全体の組織的・一体的な取り組みが必要である。
- (ウ) 大学は地域（諸アクター）との継続的なコミュニケーションから信頼関係を醸成せよ。
- (エ) 地域社会での関係強化を図り、大学の知的資源を生かして地域の活性化を図るべし。
- (オ) 18 歳人口減少に対応した大学経営には地域貢献が必須である。

このうち私が強く疑問に思ってきたことは、(ア) と (オ) にあたる。本節では当該条文や答申が断片的にしか見えていないので、次節でこれを確認し、教育法学での捉え方を学んでいく。

3. 法改正の理解

法律は、大学は「社会貢献」という「第三の役割」を担うべし、と定めているのだろうか。ここでも、先行研究に倣い、中教審（2005 年）→教基法改正（2006 年）→学教法改正（2007 年）、という一連の流れに沿って⁹⁾みていく。

(i) 文科省 web サイトから

まず、平成 17（2005）年 1 月の中央教育審議会答申は「大学の社会貢献」を、次のように述べていた（下線の強調は原文どおり）。

9) 文科省サイト中に便利にまとめたページがあるので、なるべくそこから引用する。
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/attach/1347032.htm

大学は教育と研究を本来的な使命としているが、同時に、大学に期待される役割も変化しつつあり、現在においては、大学の社会貢献（地域社会・経済社会・国際社会等、広い意味での社会全体の発展への寄与）の重要性が強調されるようになってきている。当然のことながら、教育や研究それ自体が長期的観点からの社会貢献であるが、近年では、国際協力、公開講座や産学官連携等を通じた、より直接的な貢献も求められるようになっており、こうした社会貢献の役割を、言わば大学の「第三の使命」としてとらえていくべき時代となっているものと考えられる。

このような新しい時代にふさわしい大学の位置付け・役割を踏まえれば、各大学が教育や研究等のどのような使命・役割に重点を置く場合であっても、教育・研究機能の拡張（extension）としての大学開放の一層の推進等の生涯学習機能や地域社会・経済社会との連携も常に視野に入れていくことが重要である。

（「大学の社会貢献に関する主な提言（抜粋）」、URLは注8と同じ、「我が国の高等教育の将来像（答申）」平成17年1月28日中央教育審議会、第1章 2 高等教育の中核としての大学」、強調も（）内も原文。）

この段階でも、「地域貢献」というダイレクトな表現は見当たらない。あくまで「社会貢献」であり、一つ目の下線部では、「広い意味での社会全体の発展への寄与」と、書き方はずっと穏健である。「広い意味での」は「発展への寄与」にかかるのか、その前の三つのレベルの社会を一括しているのか私にはよくわからないが、どちらにしても常識的な書き方である。

二つ目の下線部では、「直接的な貢献」が「第三の使命」云々とあり、強気な主張が最もよく表れている箇所といえる。しかし、「第三の使命」というそのキーワードですら、「いわば」「とらえていくべき時代」「となっている」「もの」「¹⁰⁾と考えられる」といった遠回しな多くの言葉を伴っている。

10) そのなかでは「もの」が一番意味をとりにくく、なくても構わない（ないほうがいい）と私は思うのだが、『広辞苑』を手に考えてみると、おそらく、「そうあって当然のこと」という意味の形式名詞なのであろう。

中教審がそう時代診断をつけたと主張するのは自由だが、それも「いわば～と考えられる」というくらいだから、十分な根拠があって述べているとは言えない。お気に入りの比喻か、広報用のレトリックかといったところだろう。

三つ目の下線部では、生涯学習や地域との連携も視野に入れよと言い、急に話が具体的かつ小さく感じられる。しかし全体には、世界的な研究レベルを求めたり、それを社会貢献に使えると言ったりしているのだから、公民館の学習講座のようなものが優先されるはずもない。

答申は一見強気な提言だったが表現は意外に遠回しであり、根拠が足りないことは自覚されていたようである。断言できない部分は虚勢を張ってごまかしているように見える。そこで次に、より論理性が求められたはずの改正教基法を見てみよう。

教育基本法

（大学）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

7条は新設されたものだが、1項は、1947年制定の学校教育法（旧52条）から作られており、内容は同じである。2項はどちらかといえば慎重なことを言っている。ただし、教基法の改正を受けて、2006年の中教審で学校教育法を次のように改正する意見が出された。

教育基本法に大学の基本的役割に関する規定（第7条）が置かれたことを踏まえ、以下のとおり現行学校教育法の大学の目的に関する規定（第52条）を改める必要があるのではないか。

大学の目的に関しては、例えば、教育研究活動の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するといった趣旨を規定してはどうか。

(文科省同 web サイト, 「資料9 学校教育法の改正の方向について (高等教育関係)」 (1) 学校種の目的及び目標の見直し等関係 1. 大学に関する事項, URL は注8に同じ)

これを受けて, 2007年改正の学校教育法には, 旧52条をそのまま残した83条 (第1項) に, 社会貢献に関する第2項が新たに追加された。

第九章 大学

第八十三条 大学は, 学術の中心として, 広く知識を授けるとともに, 深く専門の学芸を教授研究し, 知的, 道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は, その目的を実現するための教育研究を行い, その成果を広く社会に提供することにより, 社会の発展に寄与するものとする。

前掲の文科省 web サイトでは, 教基法改正によって機械的に表現を揃えておくように見えるが, 改正法が定める大学の「目的」に社会貢献は含まれていない。教基法で「～寄与するものとする」と書いて「第三の使命」を追加したつもりでも, 大学の中身を定めるのは学教法には書かれていないのである。エラーを早く修正しておきたかったのではないかと思われるが, これについては後述する。

そもそも, どちらの改正法を見ても, 「～を役割とする」といった表現は条文にない。法文に「第三の役割」と書くべしとまで言いたいわけではないが, 「～ものとする」では, 確認, 念押しのような意味で解釈すればいいはずで, 大学への期待を表明してはいるが役割を定めたことにはならない, と法律学者でない私は考える。法律の専門家はどうか論じているだろうか。¹¹⁾

11) 教育現場の実務者向けに書かれたガイドブック (青山学院教育法研究会 2014) にも, 学教法の目的規定に対して教基法が役割規定であると書かれていたが, これはその参照文献である浪本・三上編 (2008) とほぼ同じ表現で, それ以上の説明はない。なお, 同書はとんどを弁護士が分担執筆している。

(ii) 教基法 7 条

(ii-a) 逐条の解説

教基法改正時の逐条解説には、浪本・三上編（2008）と、改正時の文科省審議官であった田中壮一郎監修（2007）とがある。後者は、執筆者名が一切載っていないが、文科省職員が書いたものと思われるので、ここでは浪本・三上編を優先¹²⁾する。

同書の 7 条の解説（執筆は蔵原清人・工学院大学教授）では、

……学校教育法は目的規定であるのに対して、本法は「社会の発展に寄与するものとする」という役割規定である。（p.60）

と書かれている。「目的とする」場合との意味の違いは明示されている。そこには、「目的に向かって努力することが求められるとしても」その達成までは政府が「あれこれ言わないという「自制」を内包している」。ところが、「寄与するものとする」では「その努力が効いているかどうかに関心となり」、性急な成果が求められる恐れが強く、さらに、「成果が上がらないことそれ自体への批判ないし非難を呼び起こすことになりかねない」という（p.61）。

この後段は、法的な効果としてよりも、法律を盾に取って政府が大学（の自治）に違法に介入することを問題視している。この指摘は今みても適切で、実際にそうなりつつあるとあってよい。もし大学が（教育研究を通して）社会の発展に寄与していないと政府に判定されたら、大学は〈すみませんでした、以後、貢献に励みます〉と言わなくてはならないのだろうか。私には、「目的規定」に対する「役割規定」という、その性格付けの意味がわからないのだが。

次に、2015 年のコメンタールを見ていこう。教基法 7 条についての松田浩（成城大学教授）の解説は多くの論点を含み、詳細だがかなり長いので、ここでは大学の「社会の発展への寄与」に絞る。

12) 教基法のコメンタールは 2021 年に日本教育法学会からも刊行されているが、2015 年案でのコメンタールと論点の理解は同様であり、引用等を繰り返すのは避ける。ちなみに、こちらのほうが当時の政治的背景に多く言及しており、政治学系の私には楽しくてよいものの、法的観点としてはいささか踏み込みすぎて感じられ、引用しづらいという事情もある。

本条1項の構造は、大学には、教育・研究という本来の「目的」に属する機能（①）とその成果の社会への提供という第3の機能（②）があり、この①と②を通じて、「社会の発展に寄与する」という「役割」を果たす（③）旨を規定したものということができる。（p.33）

②は③と当然に結びつくから、「社会貢献の役割」とは、①と②を通じた「社会の発展に寄与する」ことを意味する。他方、①はそれ自体が「長期的視点に立った場合に③に繋がる」ので、この規定は当然のことを述べただけである（p.33）。これについて、国会審議における伊吹文明文科大臣の答弁も引用されている。「教育を行い研究をしていただくことによって、結果的にそのことが社会に貢献をするというはもう当然のことでございます」、社会貢献のために研究や教育をさせるといった「意図はこの今回の政府提案にはございません」（p.33。なおこの質疑応答の前後を国会会議録検索から、文末の「参考資料1」として長々と引用しておく¹³⁾）。

文科大臣が大学の理念を1947年制定の学教法（旧52条）から変えないと国会答弁で明言したくらいなので、教基法改正によっても、教育・研究という大学の「目的」自体に修正・追加はない。それは明らかである、と松田は明確に述べている¹⁴⁾。

ただし、「目的」とは離れた「役割」を法定することが、実態として「目的」の変質を招来する可能性は否定できない」（p.33）と指摘する。特に改正時には

13) ここでは国会会議録検索システム（第165回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会、第4号、平成18年10月31日、No.156）から抜粋して引用した。文末の「参考資料1」の太字部分を参照されたいが、大臣の社会貢献観は穏健だが政府参考人（清水潔・高等教育局長）の答弁からは、文科省が認証評価を通して大学に御用学者的な社会貢献を期待していたことが窺える。ところで清水氏（後の事務次官）は臨教審答申によく言及しているが、1986年から約1年、臨教審に調査員として出向したそうである（出典はTMI総合法律事務所 <https://www.tmi.gr.jp/pdf/?path=/people/k-shimizu.html>）。

14) 松田（浪本・三上編2008）が引用していたように、伊吹文科大臣のはっきりした答弁も効いている。ちなみに日本教育法学会編（2021：222）は、「……あくまでも研究教育の結果としての社会貢献という趣旨を揺るがせにするものではないと答弁してしまったため、2007年の学校法改正の際も旧52条の文言に修正を加えることができなかった、とより明確に述べている（執筆は光本滋・北海道大学教授）。

「大学評価の基準¹⁵⁾」も新設されているため、貢献する努力をさせ、努力の成果を求めてくる可能性が高い。松田は前述の浪本・三上編の解説も引用しながら同様の危惧を表明している。

私は三つの役割が法定されたことにも疑いを持っていたのだが、同条は大学に三つの役割を与えた、と法律学者にも認められていた。ただし、「社会の発展への寄与」は、長期的な結果として生じるものだから、新たに法律に書いたところで意味はないようだ。学教法は 2007 年に改正されたが、そこでも旧 52 条はそのまま使われており（新 83 条 1 項）、「目的」は改正前の学教法から何も変わっていないことが確認されていた。

そして、松田は「目的」と異なる「役割」を法が定めることにも否定的であった。それが「実態として」の変質をもたらしようと警鐘を鳴らしているから、勝手に新たな「役割」を規定することは法的に意味がないと考えられよう。私はそう考えるのだが、法律学者がそれをどう考えるのかはわからなかった。

(ii-b) 文科省側の理解

田中監修の逐条解説（2007）では、「第三の役割」にあたる部分について、「③これらの研究教育活動の成果を産学連携や地域への開放などによって社会に提供し、その発展に貢献していくこと」が規定されているという（p.110）。そして、この、「社会の発展に寄与する」の部分については（先の文との重複も多いが）、次のような説明がなされている。

大学は、教育や研究を行うのみならず、その成果を積極的に発信しなければ、その役割を十分に果たしているとはいえない。そこで、大学の重要な役割として「社会発展への寄与」を明示したものである。

大学が、人材の養成と学術研究活動という根本的な役割を果たすことに加え、産業界や公的研究機関との連携や、特許権などの知的財産の提供、公開

15) 2007 年の改正学教法 113 条で、「大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする」と規定された。なお、公表事項は 2011 年の学教法施行規則改正（172 条の 2）によって細かく規定されている（石川, pp.171-2）。

講座等の開設など、教育や研究の成果を社会に提供することは、社会の発展にとって不可欠である。

なお、この趣旨を踏まえ、教育基本法の改正をうけた平成19年6月の学校教育法の改正においては、教育、研究に加え、社会への貢献が大学の重要な役割として位置付けられた。(p.114, 以下略)

こう改めて引用してみると、読んで呆れるようなことも、意外にものわかりがよいように思えることも書かれている。呆れることの第一として、「教育や研究を行うのみならず」のように「のみならず」「だけでなく」といった表現が多く、教育や研究にあまり関心のないことがよくわかる(もちろん他の個所で言い訳がつくようには書かれているが)。第二に、知的財産を公開講座と同様に提供せよというのもフェアではないが、そもそも社会貢献の対象範囲が限定的かつ短期的である。第三に、そうした「提供」が社会の発展にとって不可欠だというなら、これまでの大学がそれをあまりしてこなかったらしいのに、戦後日本はこれまでどうやって発展してきたのだろうか。

次に、ものわかりがよい(かもしれない)ことの第一として、成果を積極的に発信することが重要だと強調しており、地域の企業や行政に食い込んでいこうとする姿勢までは求めている(表現の上では)。第二に、社会発展への寄与を「明示」することが重要だというから、何かを明確に挙げておけばすむようだ。第三に、学校教育法との関連では「社会発展への寄与」を「社会への貢献」と言い換えているから、社会発展の含意が乏しいタイプのボランティア活動や役所のイベント動員への協力などは大学が拒否してよいのである。

(iii) 学校教育法 83 条の解説

次に、学教法 83 条について、同じく別冊法学セミナーのコメンタールにおける石川多加子(金沢大学准教授)の解説を読んでいく。こちらは2パラグラフだけと短いので、そのまま引用する。

2007年の改定により(学校教育法等の一部を改正する法律(平19法96)), 教育研究の成果を社会に供して社会の発展に寄与するという目的が加わった。これは、大学に関して定めた教基法7条2項の条文に沿うもので、旧教基法

には存在しなかった。

大学の「本来の使命」である教育と研究に加え、「国際協力、公開講座や産官学連携等を通じた」直接的な社会貢献を大学の「第三の使命」と捉える近年の傾向を示している（中教審「我が国の高等教育の将来像（答申）」2005.1.28）。ただし、産官学連携を初めとする社会貢献においても、あくまで大学の「自主性、自律性」が重んじられなければならないことはいうまでもない（教基7②）。

石川の結論も明快である。社会貢献も大学の自主性・自立性が優先されると念押ししている。しかし、「第三の使命」については、あっさりと「～という目的が加わった」と書いている。ただ、「第三の使命」という捉え方については単に「近年の動向」と言及するのみで冷ややかな態度が窺われる。否定もしないが肯定的でもない、という書き方である。

とはいえ、第2項は「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い……」と規定しているのだから、社会貢献をその「目的」とみなすのは適切ではなかろう。

(iv) 小括

本節では教育法学における理解を確認してきたが、先の私の疑問に関する答えをまとめておきたい。

まず、地域貢献が法改正で義務づけられたようなことはない。また教基法改正で大学の「目的」は変わっていなかった。教育法学でも、二つの法改正で大学は研究、教育、それを通じた社会の発展への寄与という三つの役割を規定された、と理解していたが、三つ目の「役割」は、先の二つの役割ないし機能から長期的に生じるもので、その成果を問われるような性質ものではなかった。学術的な研究・教育の長期的な作用として当然に含まれていたものを「社会貢献」として改めて確認しただけなのである。

しかし、「役割」と「目的」が異なる場合の法的効果はどうなるのか。これへの懸念は示されていたものの、法律論として具体的に論じられるほどではなかった。そもそも目的とは別に「役割」を法律で規定することが意味不明である。どうしても役割を与えたいなら、法改正という絶好のタイミングで役割も三つとも

書いてしまうべきだったのであり、そうしなかった（できなかった）のだから役割論の主張は無効だ、と突き放してはいけないのだろうか。

最後に、地域貢献、社会貢献、社会の発展への寄与、という三つの言葉は法的に同じことなのだろうか。矢口が前二者の差異を無視できなかったくらいだから、私が、〈本来は三つとも異なるはずだ〉と主張してもよさそうなものである。「社会の発展への寄与」と「社会貢献」の語感の差異も私には気になっているのだが、法律学者にとって後二者は同じものであった。というより、社会貢献はそうした意味で理解されるべきものであった。

4. 住民のニーズと大学

法的な裏付けもなく、学術性も軽視した「地域貢献」という表現が多用されるのは、一般の人々が地方大学に学術的な期待を持っていないからなのかもしれない。後年のことになるが、大学を職業訓練的な地域志向のタイプとグローバルな最先端研究志向のタイプに分けようという議論もなされたが、世論の反発はみられなかった¹⁶⁾。

そうしたこともあり、本節は4年制大学より職業訓練優先という「ニーズ」が日本に多いのかどうかを問題にしていく。なお、2006年頃だと、地方大学を職業訓練校化するというイメージの一助として米国のコミュニティ・カレッジが語られていたように思うのだが、そう主張する論文がほとんど見つからず、そもそも日米で社会的にも制度的にも大きく異なりほとんど参考にならないので¹⁷⁾、これ

16) よく知られているようにそれは富山和彦氏が提起したG大学／L大学の差別であるが、その提案ではローカル大学は職業訓練の新たな高等教育機関に吸収されるので、後者は地方大学の生き残り策とは決定的に異なる。ちなみに、私もL大学のイメージには何も賛成できるところがないものの、経営難だからといって大学まがいの大学へと変身させていくよりは、富山氏の主張のほうがずっと筋が通っている。ここでは、文科省「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議（第1回）配付資料」（平成26（2014）年10月7日、文科省HP https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/061/gijiroku/1352719.htm）の「資料4 富山和彦氏提出」p.6による（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/061/gijiroku/_icsFiles/afiedfile/2014/10/23/1352719_4.pdf）。

17) 地域貢献のモデルとしてコミュニティ・カレッジを明確に取り上げた論考は、松村 久

については省略する。

大学の地域貢献として、人々は何を期待しているのだろうか。本来、「ニーズ」は期待とは異なるはずだが、日常語や意識調査では区別されていないので、ここではうるさく言わないこととするが、Cinii や GoogleScholar 等で検索しても、そうしたニーズ調査文献がなかなか見つからない。看護・福祉などの専門分野で「住民ニーズ」等を冠する調査は多くヒットするが、文系学部でそれらは何も参考にならない¹⁸⁾。しかも、目を通してみると、冷静な分析というよりは大学や学部の広報物が論文を装っているようなものも少なくなかった(名指しは避ける)。

また、分野を限定しないタイトルを持つ論文(サブタイトルを含む)は見つかるが、アンケートなど調査結果が示されていたのは2件だけだった。第一は、藤村・島(2015)で、国立大学協会政策研究所の国立4大学の調査(共著者がその代表者)を用いた短い報告である。第二は、実質的な対象は公開講座の希望だけで、主な関心はその広報手段であった(島・前川¹⁹⁾2022)。

もちろん、こうした検索ではヒットしない調査も存在する。たとえば、大宮・増田編(2007)は、高崎経済大学自身と他の機関が共同で行った調査²⁰⁾であるが、そもそも地域連携や社会貢献を強調してきた同大学についてである。ちなみに大宮・増田編(2007)は、長田(2015)がシンクタンク機能に関して参照した文献なのだが、実は次のように長田論文はミスリーディングな扱い方をしていた。シンクタンクの役割(生涯学習と対比された)の期待の高さとは、住民一般の調査で

、(2009) くらいしか見当たらなかった。しかも論文の全体的構成から見るとコミュニティ・カレッジについての記述はあってもなくても影響のないものとなっていた。さらに同論文では、コミュニティ・カレッジの多くが公立であり政府の積極関与が必要である、学生は就職優先なので退学率が極めて高い、もし日本にコミュニティ・カレッジ的なものを作るなら4大学以外の高等教育機関をどう考えるのかといった論点が欠落している。

18) それらの分野では、大学であろうとなかろうとその専門的知識や技術によって地域に関わっていくことが明白であるから、「大学の地域貢献」といった怪しげな言葉は気にしなくても済むだろう。

19) ただしこの文献の著者は、脚注の所属表示によると、地域連携部門の事務職員のようなものである。地域貢献は大学の在り方を大きく変えると主張されており、そんなテーマで独立の論文を事務職員に書かせるのは気の毒であろう。

20) 同大のほか、公立大学協会、(財)広域関東圏産業活性化センター、三井情報開発(株)総合研究所による(平成16年の調査)。同書4章を参照。

はなく、まちづくり協議会を対象にした場合の分析に過ぎないのである。同書はこれについて、一般住民が大学を研究・教育という機能で捉えているためでありニーズがない(少ない)わけではないと述べている²¹⁾。未知のことに対する住民ニーズを直接には確認できないのはその通りだが、地域貢献に積極派の大学でさえ、地元住民がそれを求めていると確認してはいなかったのである。

では話を戻して、本節では、藤村・島(2015)とその元の調査(国立大学協会政策研究所2014)をまず確認していく。つづいては、とはいえ情報がないので、近似的な調査として内閣府の世論調査から関連の強いものを取り上げる。

それは、「生涯学習に関する世論調査」(2018(H30)年7月調査)と、「地域社会の暮らしに関する世論調査」(2020(R2)年10月調査)である。質問項目は多くあるので、本稿の関心と密接なものを選んで取り上げる。本稿の関心にかかわる質問・回答状況を文末の「参考資料2」と「同3」に抜粋して掲載するので、本文はなるべく手短にし、私のコメントを記しながら進める。

(i) 国立4大学の調査

まずは藤村・島(2015)の短めの報告を見ていく。2013年から2014年にかけて(財)国立大学協会が行った「地域における国立大学の役割に関する調査研究」の主な対象は有識者(小中高校長, 経営者, 病院長, 地方議員, NPO代表者)と自治体で、一般住民についての記述は少ない。

有識者と自治体は、7つの選択肢すべてについて、8割前後が「将来もっと貢献すべき」と回答しており(最多は「地域で活躍する人材の養成に」85%、最少は「地域の政界・行政に」73%)、「現状でよい」とは認識されていないのである(p.58)。

ところが、その直後の小見出しには「乏しい交流ニーズ」と書かれている。ここでは将来について、「(1) 研修交流」, 「(2) 人事交流」, 「(3) 職員の県内国立大学大学院就学への対応」を尋ねたものである。(1)について前向きなのは学校長(57%)と地方議員(52%)で、その次は3割台に落ち、企業経営者からの期待は

21) まちづくり協議会の回答では「シンクタンク等としての役割」が37.7%と最多の回答を得ているのだが、一般市民対象の分析では、シンクタンクが19%、「地域政策や地域づくりに関する積極的な発言」の期待が29%で、「相対的に重視されていないように見える。しかし、これは、……市民にとって大学のコア・イメージは、あくまで教育機関であって、政策研究機関ではないということである」(大宮・増田編2007:184)。

最少で2割を切っている。(2)では地方議員からの希望が48%と突出しているほかは3割以下と低迷しており、(3)は項目が多いので最も印象的なものを挙げると、「原則不可の方針」は企業経営者が最多で41%、病院長とNPO代表の回答がこれに次いで26%となっている。また、別の項目だが「希望者を選抜派遣」²²⁾したいと回答したのは学校長が25%で最多、他は一桁にとどまる。

ただ、大学院就学での学びについて、企業経営者も「現在の仕事に直接必要な知識・資格」については45%が、「先端的な専門知識」については43%が、「とても重要」と答えている。「ある程度重要」を加えれば、いずれも8割以上が重要だと回答している」ので「大学院での学びの意義は、十分に認識されているのである」(p.59)と、あまり意味のないコメントが添えられている。

住民には就学希望の内容を尋ねている。回答が多い順に三つ挙げると、「社会人講座」が33%、「学部での科目等履修生」が13%、「専門職大学院」が12%と低調であった。なお、大学院希望者(13%)にその制約要因を聞くと、「勤務時間が長すぎて時間がとれない」を58%(最多)、「自分の関心にあったカリキュラムがない」だとその半分にもならぬ20%が、「とても当てはまる」と答えている²³⁾。

しかし「意外」なこともあったという。地域の自治体と有識者はローカル志向に偏ってはならず、人材育成と研究についてはローカル・グローバル両方に対する期待が、自治体で約4割、有識者で3割未満と最多だったのである。そこで藤村・島論文は、「重要なことは、グローバル対応にせよ、「地域貢献」にせよ、ともにエンドレスな取り組みに対して限られた学内資源をどのように配分するかである」と言い、「地域が大学に何を望んでいるのかは、各大学で検証すべき事柄である」(p.62)と言って締めくくっている。

最後の指摘はもっともであり、4大学はこれを率先したわけだが、その調査文献では、回答結果と、「もっと貢献するべきだ」という地の文のメッセージが合致していないように私は思う。最多(85%)の貢献要望としては、「地域で活躍す

22) 議員の6%が選抜派遣したいと答えているが、どのような状況や条件を想定しているのか私にはわからない。なぜこんな設問があるのかと地方議員も困ったのではなからうか。

23) ただし、自分に合ったカリキュラムがないと認識している社会人が、その大学院で学びたいと答えるのかどうかは疑問である。言い換えると、カリキュラムも調べずに〈大学院で学びたい〉などという声に何の意味があるのか。

る人材の養成に」と「地域の保健・医療・福祉に」が並んでおり、これなら「地域貢献」などと改めて言うまでもない話にとどまる。

むしろ地域振興という点では、自地域にとどまっている（昔の、勉強のできる農家の長男のような）ばかりでなく、東京や海外で実績と人脈を作ってきた者（昔でいう、同次男・三男のような）も必要である。まして、地域の活性化にヨソモノが必要といわれるから、わが地域は他地域に人材を送り出してこそ（日本各地とともに）発展すると考えるべきであろう。そこで校長先生や自治体職員が地域に偏らない志向を持っているのは当然のことであるし、それはまた我々が経験的にわかっていたことでもある。それが数字で確認されたのは喜ばしいことだが、これが「意外」だと書くこの論文の真意は何なのだろうか。国が喜ばぬことを書くから表面向き気を使っているのか、それとも、文科省に忖度する大学業界内の調査でこうあっさり数字で確認できるとは期待していなかったからなのか。

ここで、その元の調査（国立大学協会政策研究所2014）についても記述していくべきであるが、ポイントはすでに示されていたので、細かな項目を除くとあまり言うべきことがない。あえて言うと次の三点である。

第一に、大学が現在行っている貢献について、「地元高校の進学先として評価」されているものの、有識者には「職業人の再教育と市民の生涯学習で不満」がある（p.175）、と元の調査は記しているのだが、「不満」とは表現が恣意的かもしれない。たしかに、「職業人の再教育」、「市民の生涯学習」、「地域住民の教養の向上」は、貢献していると答えた有識者が1割に満たず、今後への期待との差は大きい。職業人について期待と評価の差は約40ポイントあるが、これは後二者の差がそれぞれ約70ポイントあるのと比べれば小さいし、職場が仕事をしながらの通学に消極的なのに、大学に対して不満を言うとは身勝手である。後二者がぼんやりした項目であることも考慮すると、「不満」と総括してしまうほどの強度は窺えない。

第二に、報告書本体の冒頭部分を見ると、地方の国立大学は総合大学志向でエリート志向だったから不満を持たれている、「大学の地域サービスや産学連携をすれば大学の品位を落とすと信じた」、そのように、「必ずしも地域社会の期待に応えてこなかったことが、国立大学への批判の根幹にある」（p.4）と、ずいぶん自虐的なことを述べているのだが、これは、地方大学はコンサルタントになるべきだとか、大学の生き残りをかけて地域連携するべきだといった主張と矛盾しう

るし、「第 1 部 研究の意図と課題」で展開されたは調査結果と噛み合ってもいない。付度なのか、面従腹背なのか、それが国立大学の生きる知恵なのかかもしれないが、この調査でも、そうしたニーズの存在や生き残りの資源が地域社会からどう得られるのかは全く見通せない。

第三に、国立 4 大学調査の実質的な意義は、本稿が気にするような意味での住民ニーズではなく、国立大学の運営交付金が少なすぎることや、隣接県の国立大学と合併させてある県からは撤退するという事態に地方有識者等が反対であると実証することにあったようである。

将来、国の方針で地方国立大学を近隣の国立大学と統廃合し、仮に各県内から撤退すると仮定した場合の意見をみると、「強く反対する」と「反対する」の割合は有識者で 63.8%、自治体は 77.8% になる [略]。とくに、自治体の半数近くが「強く反対する」と回答している。ただし、「分からない」の回答も少なくなく、有識者で 28.7% である。(p.179)

このように、地域の人々は地元の国立大学を（地元の県に）残したいと思っていることをこの調査は明示し、地域貢献の細目云々以前のレベルで国に一矢報いている。

(ii) 生涯学習の世論調査

次に、次善の策にとどまるが、内閣府世論調査から近似的なものを見ていくことにする。

なお、以下の記述は主に内閣府 web ページの本文に従っているが、明らかに情報不足なものは別に用意された概要版 (PDF) から補って²⁴⁾おく。

(ii-a) 「生涯学習に関する世論調査」(2018 (H30) 年 7 月調査)

まずは、生涯学習についてである (文末参考資料 2)。これは大学などでの学習を尋ねているが、「学校」には専門学校、短大、大学院まで含まれているので、たとえば資格取得目的であれば、それが主に大学なのか専門学校なのかわからな

24) 出典 <https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-gakushu/gairiyaku.pdf>

い、という大きな欠陥を抱えながらの数字である。

この調査には設問群に大きな括りがあり、本稿ではその「2」と「3」を取り上げる。書き方がわかりづらいが、その下に(1)、(2)と下位分類がある²⁵⁾。

「2. 大学などにおける社会人の学習に関する考え方について」²⁶⁾

「(1) 大学などにおける学習歴」

Q4 一度社会人となったあとで、大学などの学校（高校は除く）で学習したことがあるかという質問（複数回答）では、経験もなく関心もない者が6割弱と圧倒的に多い。現在は学習していないものの関心を示した回答（二種類あり）は1/4強である。

Q4sq1 「これから社会人として大学などで学ぶとすれば、どのような成果を期待するか」という問いでは（なぜか成果と言っているが）学習の目的を訪ねている（ア 大学などでの学習に期待する成果、対象者は1710人）。最多の回答は「幅広い教養を得ること」であり、半数弱に選ばれている。特定分野の知識を得るという目的は専門レベル志向と基礎レベル志向で選択肢が分けられているが、合わせると7割弱となる。

以上は、大学に通常期待される事柄であろう。他方、資格志向は4割である。40歳未満の女性には資格目的が他より多い。

Q4sq3 社会人としてどこが学びやすいかという質問である（ウ 講座の提供場所、対象者は同上、複数回答）。「図書館・公民館など」と「インターネット」がほぼ同割合で約45%である。ちなみに大学を希望する者が多いのは20歳代までである。

「(2) 大学などでの学習の推進方法」

Q5 「社会人などが大学で学習しやすくするため」の取組について（複数回答）、学費の負担軽減が4割強と最多で、次が「土日祝日や夜間など、開講時間の配

25) 本文は質問に設問番号が付さずに書かれているので、同PDFを見て設問番号を付しておく。例えば原文の「問1」、「更問1」を、それぞれ「Q1」、「Q1sq1」と記す。

26) 出典 <https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-gakushu/2-2.html>

慮」で1/3強となっている。続いて、就職・資格取得のプログラム拡充 (28%), テレビ・ネット受講のプログラム (25%) であり、これならば各大学をというよりも放送大学を拡充するほうがよからう。

政府として社会人の学習を進めたいのであれば、政府は大学ではなく、勤務先に労働時間を配慮するよう呼びかけるべきであろう。「職員が職場を離れやすくなる企業などの仕組みづくりの促進」は18.9%しか選ばれていない (7位)²⁷⁾。

「3. 地域や社会での活動に対する考え方²⁸⁾について」

Q6 「地域や社会でどのような活動に参加してみたいと思うか」(複数回答)の最多は「スポーツ・文化活動」の26.9%である。政府が期待する大学の地域貢献に直結しそうなものは、「地元の観光や産業の活性化に貢献するような活動」(17.5%), 「学校の環境整備(花壇の整備など)や教育活動を支援するなど、地域が学校と協働する活動」(15.6%)であろう。それぞれ7位と9位だが、地域活動に参加したくないとする回答が16.7%もあることに注意が必要である。年代別では、参加志向は18歳から50歳代までの割合が多く、地域の伝統継承では50歳代が、観光による活性化は30歳代が多い。

これらは地域活動の参加そのものであり、それまでの生涯学習の質問と比べると異質に思える²⁹⁾。たしかにそれも生涯学習施策のうちであり、何事も地方創生に動員したい政府がこれを訊きたいのも理解できるが、次のQ7と併せて、一般市民にとっては唐突な質問に映ることだろう。

27) ただし職場に求めるものとしては、「学んだ成果を職場などが評価するような仕組みづくりの推進」(21.8%)が6位と一つ上の順位となっている。(職場が評価してくれるなら(賃金等に反映してくれるなら)時間は無理をしても勉強する)という姿勢なのだろうか。トータルとしての疲労蓄積が心配になる。

28) 出典 <https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-gakushu/2-3.html>

29) そこで遡って2005(H17)年の同調査を見ると、生涯学習の振興策を尋ねる回答肢の中に「ボランティア活動を支援する」(28.0%, 2位)があった。学習したことがボランティア活動につながるという想定と思われるが、目的の質問にボランティア活動は出てこない。また、2015(H27)年「教育・生涯学習に関する世論調査」の振興方策(問13)では、ボランティア支援を含めて、無理を感じる回答肢はない。もっとも、どちらにも、地域・社会活動に関する質問そのものがない。それぞれの出典URLは次の通り。
<https://survey.gov-online.go.jp/h17/h17-gakushu/index.html>
<https://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-kyouiku/index.html>

Q7 「多くの人が地域や社会での活動に参加するようになるためには、どのようなことが必要だと思うか」 ((2) 地域社会での活動への参加を促す方策, 複数回答)

最多は情報提供だが、次点の講習会などのきっかけづくりもほぼ同じ割合(約42%)で並んでいる。大学の活動に近そうなものは、「コーディネーターなどに、地域や社会での活動を支える人的体制や活動の拠点となる場が整っていること」であろう。地域活性化へ人を呼び込もうとする回答肢は文が長くて目立っており、これの回答割合は25.8%とそこそこに見えるが、順位は最下位である。

(ii-b) 「地域社会の暮らしに関する世論調査」(2020 (R2) 年10月調査³⁰⁾)

もう一つの調査は、地域の政策課題に近いものを扱っている³¹⁾。その中で、本稿とよく関連するのは、「(8) 地域における将来の行政機能に対する心配な分野」(問8)である(文末の参考資料3も参照されたい)。

地域住民のニーズの約半数は医療・福祉に向かっている、住民の生活インフラ維持に対する関心は低い、その傾向は人口20万人未満と以上で区別してもあまり差はない、ということがわかる。常識的な順位で並んでおり、たとえば、1位の医療施策は人口規模準で45%と42.8%、上下水道やごみ収集などはともに6位で、順に23%と27.2%となっている。

この調査は他に、「地域における生活環境に関して行政が力を入れるべき施策」(問11)、行政が機能強化すべき分野(問12)、さらに「追加的な経費負担をしてもよい行政サービス」(問13)³²⁾を質問しているが、どの回答傾向も常識的で、人口規模別の違いも同様であり、本稿では省略する。

この調査は地域貢献を尋ねるものではないが、住民の考える地域課題を探るにあたって参考にならないかと思って(本稿はこれを)取り上げたが、この調査か

30) 出典 <https://survey.gov-online.go.jp/r02/r02-chiikishakai/2.html>

31) 調査は人口規模20万人未満とそれ以上の市町村居住者を別々に抽出しており、有効回収数はそれぞれ2751人、1155人となっている。

32) 問13は追加負担の金額には触れていない。余談になるが、「市民講座など社会貢献の充実」も追加負担可能性の選択肢の中にある。市民講座の有料化なら不思議ではないが、社会貢献の経費負担を求めるとは意味がよくわからない。そのせいか、これの許容度は最低で(人口規模順に10.0%, 13.6%)、最上位の医療(42.6%, 43.8%)との差は約30ポイントほどもある(概略PDF, p.24)。同PDFのURLは<https://survey.gov-online.go.jp/r02/r02-chiikishakai/gairyaku.pdf>

らも、医学領域と福祉領域を得意とする大学以外では住民にさしたるニーズがないと解釈するしかなさそうである。

これで住民意識調査の先行文献チェックを終えるが、大学の調査でも、内閣府の世論調査でも、地域住民が大学にどのようなことをどれくらい求めているのかはほとんどわからなかった。大学の調査では、一般住民の意識よりも、連携先たるべき団体・組織の意向に重きを置いていた。それは実務的かつ自然な志向だが、しかし、〈エリート主義を捨てよ〉、〈地域に溶け込め〉などと言われるわりには、大学の考える地域やその住民はグラスルーツというよりはグラストップのようである。一般住民の意識は恰も大学と地域諸団体のリーダーたちが導いていくべき対象としておけばよいのだろうか。

(iii) 大学教員の捉え方

では最後に、地域住民ニーズに接する側の、大学教員が「地域貢献」なるものをどう考えていたのかを探ってみたい。教員側の意識調査もまた文献が見当たらず、高嶋ほか(2006)のみであった。しかしありがたいことに、この調査は教基法改正直前に行われていたものである。

それは2005年8月から9月に行われ、岩手県立大学総合政策学部の教員16名を対象に8項目を聞き取り調査しているのだが、ここでは、そもそもの地域貢献とは何かに議論を絞っておく。この調査によると、当時から、大学の地域貢献とは何なのかという「広い視点からの検討を行ったものは少ない」(p.171)と考えられており、地域貢献に対する教員の理解は、分野の性格や「それまでの活動の経過に応じて」様々であったという(p.171)。

この論文はまず、設置者(地方自治体)の「財政事情の悪化に伴い、大学の設置がはたして地域にどのような影響・便益をもたらすのかについて、より厳しく問われるようになってきた」(p.171)という背景事情に触れている。そして、地域貢献(社会貢献)については、1994年の中教審大学分科会報告や公立大学協会からの一連の報告などを表で確認したうえで(図表2)、それらも「抽象的な記述にとどまっている」(p.172)と指摘する。

もっとも、公立大学が様々なのだからそうなるのも当然だと同情的に考えられており、それを踏まえつつ、高嶋ほか論文は、①研究者の個別的取り組みをどう大学組織の体系的取り組みに「橋渡しするか」(p.172)、②「地域と地域ニーズ

図表2 高嶋ほか(2006)による先行研究の地域貢献像

文献名(引用者注1)	地域貢献の見方	備考(引用者注2)
公立大学協会(2002) 『公立大学における地域貢献』	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな地域貢献概念=知の三角形(教育, 研究面も含めたトータルとしての地域貢献) [中略] ・知の活用(地域貢献)=地域に生まれ, 地域に役立つ活動 	広義の地域貢献(教育・研究を含む)と狭義の地域貢献(知の活用)を分けて考えている。
公立大学協会 商・経・経営学協会(2005) 『公立大学の地域貢献における商・経・経営学部の役割』	[略]「地域と称されるあるまじまりをもった空間に暮らして時間を共有する人々と, その人々が固有の風土・文化・伝統のなかで営んでいるトータルな活動」を前提とし, その地域における「より良い生活・営み」に貢献することが, 地域貢献とされている。	「社会貢献」が「地域貢献」と言い替えられたとたんに, それが「大学の立地する地元への貢献」と受け取られる傾向を批判し, 地方自治体の首長, 現在のあるがままの地域ニーズに迎合するのではなく, 広く「地域主義」という観点から地域貢献をとらえるべきことが指摘されている。
高崎経済大学附属産業研究所(2003) 『大学と地域貢献』 日本経済評論社	[略] <ul style="list-style-type: none"> ・「社会貢献」と「地域貢献」は異なる。前者はサービス享受する人間がどこの誰かは不問に付される。後者は現実に生活している人間を視野に入れている。 ・地域ニーズにおもねるのではなく, 中立性を保った学問的に優れた研究を行うことが重要 	共通点として, 地域貢献=知の応用・活用と理解されているが, 重要であるのは, むしろ共通点以外の部分にあるように思われる。すなわち, 当該地域の事情に応じて, 知の応用・活用の具体的方法はさまざまに展開され得るということである。
鈴木誠(2004)・岐阜経済大学 『大学と地域のまちづくり宣言』 自治体研究社	[略] <ul style="list-style-type: none"> ・大学が地域社会(商店街, NPO, 商工会議所, 行政)とともに「まちなか研究室」(マイスター倶楽部)を設置し, 運営することにより「知の循環作用」を發揮させる。 [以下略]	公立大学協会のように広義の地域貢献を前提と考えているが, それが機能していないことを問題視し, 「まちなか研究所」の必要性を示している。
中村昭雄(2003)・大東文化大学 『行政・大学連携による新しい政策形成』 ぎょうせい	大学が持っている高度な知識を応用研究の一環として実際の政策形成に役立てること [以下略]	板橋区側の問題意識として, 政策形成の方法について苦悩があったようである。すなわち, 審議会・懇談会・アンケート調査といった従来の手法には限界がある, シンクタンクや大学への委託研究では丸投げになってしまい, 任された側の研究者のとまどい, 政策課題解決に対する焦点のぼけから満足な報告書が得られない, そのため委託研究ではなく, 共同研究が必要とされている。

引用者注1 文献の書名は引用者が追記した。

引用者注2 「備考」は高嶋ほか(2006)のコメントにあたる。

出典 高嶋ほか(2006:173, 表1)

の構造について明らかにしていくこと」(p.172), という二つの論点に集中して³³⁾いる。公立大学の個性性と、「個々の研究者にとって地域貢献とは何か」(p.172)を重視するゆえである。

地域貢献の理解は次の7パターンに整理されている(以下は私が簡略化して記す)。

- ① 大学の専門知を地域の問題解決に役立てる, または, 学識経験者としての要請に応じる。
- ② 研究者が対面的コミュニケーションから「社会ニーズを取り込み, 研究活動の軌道修正を図っていく」, または, 「地域に根差した研究を行う」(p.174)。
- ③ 分野や立場が様々な人が交流する場を提供する。シンポジウムのコーディネータも含まれる。
- ④ 「利害関係に縛られずに地域に対して発言・提言を行う」(p.174)。
- ⑤ 「地域の情報を記録・保存・発掘・(再)評価する」(p.175)。
- ⑥ 地域間の情報を伝える, または収集する。
- ⑦ 「地域で活躍する人材を育成すること」(p.175)。ただし, 大学教育それ自体も含まれる。

これらが複数のパターンで組み合わせっており, 地域貢献が研究者個人によるものか組織によるものかについては前者が多かったという。17年前のこうした意識をいま見た私にはまたたく違和感がない。ただし個別的な指摘やまとめ方として, 私にはよくわからないものがあつた。②, ⑤, ⑦がそうである。

②のうち「地域に根差した研究」とは, 地域から問題を提起していくケースが適していると思われるが, ではたとえば国連のキャンペーンに基づく国の施策はこれに含まれると見たほうがいいのかどうか。言い換えると, 地域の直面する課題に自ら取組もうとする場合は政策学でいう政策立案(形成)の捉え方が適するが, 国際的な既決の政策に協力するなら, それは政策立案というよりは事業実施に相当する。そこでの大学はシンクタンク機能というよりは技術的なコンサルティングが求められ, そもそも国際的にであれ内政的にであれ, 大学はあまり能動的な立場にはならない。

33) 原文では4つの論点を挙げ, 「専ら第一, 第三の論点に着目する」(高嶋ほか, p.172)と書かれている。

⑤のように地域の情報を記録し保存することは、博物館や図書館や公文書館の重要な役割である。それに、地元の生態系や民俗資料なら高校教諭のほうがずっと詳しい場合もある。それゆえむしろ公立高校への資源投下を増やして、そうした知のストックや再評価が担えるようにするべきではないのか。

⑦は、地域で活躍する人材とは、たとえばある県の大学卒業者がその県や近隣府県でよく活動しているといったごく普通の意味でよいのだろうか。その場合、わざわざ「地域貢献」などと呼び直す必要もないだろう（上述の国立4大学調査も同様だが）。しかし、近年の政府は、若者が大都会へ出ていかないようにせよという意味を露骨に述べている³⁴⁾。後者の場合、住民ニーズへの貢献というよりも社会的な移動の自由を制限することに大学は「貢献」しようとすることになる。

実際、高嶋ほかは、いわゆる地域貢献の活動に「貢献」という言葉は適切なのか、と明確に批判している。「日本語の「貢献」＝「貢ぎ奉る」という語感実は実態にそぐわないと考えられる」し、「大学から地域へという一方向の流れしか捉えて」いないではないか。それに、「貢献している」かどうかは「外部から見た評価により、大学が自ら申告するものではない、とも言える」。ただ同論文も行論上、「貢献」の用語を避けられないが、「本来はより適切な用語に置き換えるべきである」（p.175）と明確に主張している。

論文のほぼ最終部分では、「地域貢献戦略への含意」として三点が提言されている。第一は、地域貢献の多様性を踏まえてその理解を深めるよう、理念の面では地方分権に根差し、活動の面では、専門知識の提供、交流・情報循環、協働に

34) たとえば、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」（平成30年法律第37号）は、そもそもこれは、大学からの地域（内）連携ではなく、知事等が主導し「教育研究そのものよりも地域産業への貢献を重視し」たものである（大田原2018：358）。同法には、地域創生の道具として使うことへの森（2019）による詳しい批判もある。

もう少し地味な観点になるが、私には次の二点も看過できないように思われる。第一に、法2条に「若者にとって魅力ある修学の環境の整備」を図れと書いており、国は大学よりも若者にとっての魅力を理解しているのだとの自信過剰である。さらに、法3条3項は、「国及び地方公共団体は、……大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮しなければならない。」と、保障でなく、尊重ですらなく、「配慮」すればそれでよいのだという始末である。

35) ここでは、中央の「研究者の発言をありがたがる風潮」（p.178）も批判している。

よる課題解決の三つのレベルに分けて立案すべき、というものである。第二は、研究者自身で「地域貢献に関するミッション・ステートメントを作成すること」(p.179)である(これは研究の専門分野と一致しなくてもよい)。第三は、「大学組織としての地域貢献戦略を策定・実施・評価すること」(p.179)である。

こうしてみると、活動内容の多様性や、貢献という言葉を使うべきでないという根本的な指摘にもかかわらず、結論としての提言は中教審の枠に収まってしまったように見える。第一については私も全面的に賛同するが、2006年以後は国からの政策誘導が強められ、特に地方創生でこの前提は維持しがたくなってしまっており、今日的にはほとんど空文化している。第二と第三については、表現上の限界かもしれないとは思いつつも、私は批判的にならざるを得ない。「貢献」、「ミッション」、「戦略」と企業経営的な(自社紹介パンフレットのような)語彙に押されてしまい、当初の問題意識を表現上はほとんど維持できなくなっているからである。

それでも、「貢献」という言葉の本質的な不適切さ、全学的編成が分野と教員の多様性の尊重なしにはなしえないことが2006年に明確に主張されていたのであり、教基法改正時期以後、そうした根本的な疑問を日本の政府や社会がいかに無視してきたかが印象づけられよう。我々はなぜこうも曖昧なコトバに流されてしまったのかと反省しなくてはなるまい。

5. まとめと示唆

大学の地域貢献論に肯定的な論者は、2006年の教育基本法改正と翌年の学校教育法改正によって、それが新たな大学の役割や使命として定められたように述べがちである。今日の大学による地域貢献の事例紹介は、大学自身の広報活動や論文・書籍として次々に報告されているようになり、地域貢献を新しい大学像や、少子化時代の生き残り戦略とみなす言説を強化している。

しかし、「地域貢献」という言葉は、改正された教基法・学教法ともその条文にはなく、改正に先立つ中教審答申でも実は使われていなかった。法律の文言では、どちらも「社会の発展に寄与する」と書かれ、中教審の答申が大学に求めているのは「社会貢献」であった。法律学者も「社会貢献」を使っているが、その意味は2006年の大臣答弁と同様で、それは結果的・長期的な関係なのである。

改正教基法7条に新設された大学の「役割規定」は、旧学教法52条における大学の「目的規定」と同一内容であり、さらに翌年の学教法改正においても旧52条はそのまま残っており（新83条1項）、その憲法的価値からみても大学の法的位置づけは変更されていない。社会貢献という役割は新たな大学像として法定されてなどいなかった。

もともと、大学の「目的」と「役割」が法的にどう異なるのかという不安は残る。政府は大学の社会貢献を新たな意味として注入しようとし、その三つの役割を法律にが定めたかったにしても、論理的にも、文言上もそうはなっていなかった。だからこそ、日本国憲法にさかのぼって考えるべきこの問題で我々が易々と「第三の役割」論に乗せられてしまわないようにしなくてはなるまい。

大学が短期的・個別的な社会貢献を法的に義務付けられるようなことはないものの、政府は一般補助を絞り、誘導的な競争資金で大学を釣り上げようとし、のみならず、直接の利害も関心も持たない多くの人々に大学のサービスの悪さを印象付ける言論を通して、皮相な貢献を大学に促してきた。悪評を高めておきながら、同時に、国公立大学に企業等からのまとまった寄付を求めさせ、産業界の求める多様なカリキュラムを提供させようとし、しかもなぜか私立大学まで同じ政府の指導から逃れられないようにしている。政府がカネを出したくないのはそれはそれとしても、地域住民が再就職のための職業訓練教育を求めている、地方大学がそれへの対応を嫌がっている、という物語で出し惜しみをごまかすのはあまりに卑怯である。

国の言う地域住民ニーズなるものは一体何を根拠にしてきたのだろうか。たしかに、若者人口減ゆえ18～22歳に依存しない収益体制を作るべしとの助言はおかしなものではない。しかし、国立大学協会の調査でも、地元県に国立大学の維持を望む声は明らかに多く、地域の有識者が直接的な貢献の拡大を求めているものの、その具体的なニーズは不明瞭であり、住民が何をどのくらい求めているのかも見えてこず、社会人の就学に企業はたいいてい消極的であり、地方の住民ニーズに関する国の理解とは明らかに乖離している。³⁶⁾

36) 調査データから離れるが、大都市圏から離れた地域では、学生募集に苦しんだ複数の地方私大が公立大学に転換していったように、地方は18～22歳の若者による従来型の4大を地域内に維持したいようである。

最後に、「地域貢献」を求められている大学教員の側については、2005 年の一調査しか見当たらなかったものの、教員の姿勢は巷間で非難されているほどに否定的なわけでもなく、活動が自身の研究関心に基づくべきかどうかですら意見は分かれていた。研究分野や教員個人の性格などの違いもさることながら、「地域貢献」などという不適切な日本語で目標を語るのだから、学内で組織的にその理解を共有するのはほとんど不可能といってよい。

ならば、強引なリーダーがそれを片付けることになろう。特に、2014 年以後の学長リーダーシップ強化を考慮すれば、机上の空論ないし補助金狙いの絵空事に後から教職員を割り当てていき、お互いに無駄な仕事だと思いながら、成功事例集として宣伝できるような報告書を書くべく努力させられることになりかねない。³⁷⁾ なにしろ、一方的で従属的な含意である「貢献」を大学が地域に提供するわけだから、空虚な目標へと過大な労力が費されても、それはほとんど国家の道徳において正当化されるにちがいない。

ここまで、本稿は私の直感的な疑念を、大学改革の主張、教育法学からの批判、ニーズ調査の不明確な結果、大学教員による「地域貢献」理解の混沌といった先行研究を読み返しながらかえてきた。そして、政府による話のすり替えが度を過ぎているのを見てきたが、ここからは、上述の行論でうまく組み込めなかったことを五つ指摘しておきたい。

第一に、文科省が公式には地域貢献という言葉を使わないことについて、少し補足する。2005 年以後の文部科学白書でも「社会貢献」とは書かれるが「地域貢献」ではなく、COC では「地域連携」、2020 年の中教審答申の小見出しでは「地域との連携」³⁸⁾ となっている。

ただし、かなり接近している例もあり、それを三つ挙げておく。その一に、「私立大学等改革総合支援事業」（2014 年～）では、4 タイプある支援策の一つに「地域社会への貢献」という小見出しをつけている（図表 3 を参照）。その二に、2015 年夏に文科省の概算要求資料として公表された国立大学法人運営費交付金

37) これは地域活性化や地方創生で起こりがちな失敗事例（久繁 2010, 木下 2018）に沿って述べている。

38) 中教審、平成 30 年 11 月 26 日「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」p. 13。

図表3 「私立大学等改革総合支援事業」における表現（2022年10月1日時点）

基本スキーム（イメージ）	特別補助交付額：タイプ1, 3, 4は1校当たり1000万円程度、タイプ2は2500万円程度を想定（各種指定校数等により変動。このほか、一般補助における増額措置。）	
タイプ1「『Society 5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」 105校程度	タイプ3「 <u>地域社会への貢献</u> 」 170校程度（20～40グループ）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「Society 5.0」時代に（中略）教育機能の強化を促進 ・（前略）高大接続改革の取組を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した教育課程の編成や地域の課題解決に向けた研究の推進など、<u>地域の経済・社会、雇用、文化の発展に寄与する取組を支援</u> ・大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた大学改革の推進を支援（20～40グループ） 	
タイプ2「特色ある高度な研究の展開」 40校程度	タイプ4「 <u>社会実装の推進</u> 」 80校程度	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会的要請の高い課題の解決に向けた研究やイノベーション創出等に寄与する研究や他大学等と連携した研究など、高度な研究を基軸とした特色化・機能強化を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業系本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援 	

* 引用者注：事業概要欄は省略した。令和3年度予算額は110億円と付記あり。太字は原文、波線は引用者。

出典 文科省 HP https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/1340519.htm

の「重点支援枠」では、国立大学を三つに分け、最多の55大学を「重点支援枠①」に分類したが、この類型については、「主として、地域に貢献する取組ととも³⁹⁾に……」との表現で始まる説明が書かれていた。これが著名な教育情報サイト

39) 「高等教育局主要事項 ―平成28年度概算要求―」における「機能強化の方向性に応じた重点支援 404億円（新規）」の項目（p.11）。

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/08/27/1361291_1.pdf

もっとも、平成29年の文科省資料だと、同①は「地域のニーズに応える人材育成・研究を推進」と短く説明が書かれており、呼び名はないまでも「貢献」イメージは後退する（内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」、平成29年8月7日「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」第8回、文科省提出資料資料、p.7）。文科省は同じスライドをあちこちの会議で資料として提出しているので、ここでは一例として挙げておく。

https://www.chisou.go.jp/sousei/meeting/daigaku_yuushikishakaigi/h29-08-07-shir

の記事で「地域貢献大」と報じられたが⁴⁰⁾、元の文科省資料には三つの略称すら書かれていない。その三に、上述の平成 30 年の中教審答申で、公立大学に対しては「様々な教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化」を求めている (p.38)。ここに「地域貢献」という文字はないが、設置者の政策をダイレクトに「体现」する「役割」を（公立大学には）突きつけている。なお、中教審答申は数多くありわかりづらいので、文末に「参考資料 4」として文科省 HP からこの 20 年分の一部を抜粋しておく。

第二に、政府は一般的な「社会貢献」をどのように理解しているのだろうか。内閣府の最新の調査である「社会意識に関する世論調査」(2021 年 12 月調査⁴²⁾) では、「日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか」という質問があり (1(4))、これに「思っている」と答えた人 (1144 人) に「何か社会のために役立ちたいと思っているのはどのようなことか」を質問している (複数回答)。ここで、何にどう役立つかという明確なロジックは求められていない (という当たり前の) ことに注意が必要である。この問いへの回答は、「自分の職業を通して」(41.3%) が最多で、次が「環境美化, リサイクル活動, 牛乳パックの回収など自然・環境保護に関する活動」(38.2%) となっている。職業と、日常の身近な意識づけにかかわることを人々は連想しているのである。

そこで、一般市民が想像する「大学の社会貢献」もまた、同じように、明確な目標・成果検証を求められるような活動ではなく、大学教員も大学の研究・教育を通して、あるいは自分の問題意識や心がけでできるちょっとしたことをする (自宅の牛乳パックのように)、という風に理解されているだろう。地域住民が求める (はずの) 大学の社会貢献が、地方創生の補助金メニューのように限定的・成果志向であり、行政に動員されるような事態を意味する言葉だとは考えられない。

↳ you4.pdf

40) ベネッセの web サイトにおける斎藤 (2015) は①を「地域貢献大」と明記している。ちなみに、旺文社の記事では文中に呼称は出てこない、後段の表の中に「重点支援①：地域貢献型」と書かれている (旺文社教育情報センター, 2015: 2)。

41) 同答申 (2040 年のグランドデザイン) は、「公立大学については、設置者である各地方公共団体により地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるという性格から、設置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的に体现するという役割を持つ」(p.38) というから、公立大学は自治体に隷従するようである。

42) 出典は内閣府 HP。 <https://survey.gov-online.go.jp/r03/r03-shakai/index.html>

第三に、OECDの「第三の役割」論に少しだけ遡るが、そのよく知られた1999年の報告書に関して、「地域貢献」と訳されている箇所⁴³⁾の原語は「community service」であり、これは素直に訳せば「社会奉仕」である。同報告書(OECD 1999, 邦訳 2005)の邦題『地域社会に貢献する大学』は意識で、community serviceについて書かれた第8章(そのタイトルは「地域社会貢献のマネジメント」と訳されている)では、community serviceが多様な形態や背景を持っていることが示されている。19世紀の名望家や篤志家による奉仕もあれば、税金を大きく使っている自覚ゆえに「自らの義務として」(邦訳 140頁)なされる奉仕⁴³⁾も含まれており、社会奉仕活動としての幅広い理解に基づいており、何がcommunity serviceである(べき)かといった主張を含んではいない。

それに、同書第8章は、単純に、大学の教員や学生にもっとボランティア活動をせよと言っているのではない。欧米の場合についてはあるが、日本でいう社会人向けの講義や公開講座や図書館の開放などとして行われてきたことを、OECDは一つに束ねて「第三の役割」と認識している(正確には、そう社会が認識するようになってきたらしいことをOECDが取り上げている)のであった。また、今日の日本でいう地域連携に関しては、大学の強みがグローバルに地域(地方)間をつないだり、「グローバルな尺度で解釈できる立場にある」ことを重視しており、教員や学生の様々な活動(そこには「ボランティア活動」もあれば「論評」もある)が「すでに地域社会にかなりの程度貢献している」(p.93, 邦訳 p.141)と述べているのであって、〈大学よ、心を入れ替えて、市民社会の一員になるべきだ〉⁴⁴⁾などとは言っていない。むしろ、すでに地域社会の一員になっているのだから、その状態の認知を「第三の役割」として共有しよう、と話の向きは逆だったのである。

もちろんそこで日本の大学のことは述べられていないが(同書は日本のことを何も述べない⁴⁵⁾)、「第三の役割」論は、高等教育機関が地域から遊離している国

43) 「自らの義務」と訳されている部分の原文は「the obligations on HEIs which arise from being major recipients of local taxes」(OECD, 1999: 93)で、このobligationはむしろ恩義や感謝の念と訳すべきではなかったか。

44) 原文では、ボランティア活動等を通して「community serviceに深く関与している(are heavily involved)」(p.93)となっており、「貢献」という訳語は十分に回避できる。

45) 8章はどこかの国を想定した論述ではないが、アイルランド、スペイン、米、英、豪、^ノ

(の大学)を相手にして、「どうすれば地域に貢献できるか」と教え諭すような教説ではない。まして、生き残り競争に勝ち抜く大学営業上の秘訣が「第三の役割」だとけしかけるようなことも述べられてはいない。

OECD の用法は、よく言えば柔軟であり、悪く言えばひどく曖昧である。日本の我々は社会奉仕という直訳にはこだわらないほうがよいが、社会奉仕を通じた学習という米国的理解と、地域外の若者との交流を重視する日本の地域振興策の差異を意識しないわけにもいかない。⁴⁶⁾ 曖昧ではあるが、それゆえに我々は文化的背景の差異を気にしながら読まないで理解は進まないのである。

第四に、COC に典型的だが、大学が地域課題解決の知的センターでありそのリーダーシップを発揮するべき、という想定からは、大学のエリート意識に対する反省の弁とは裏腹に、地方大学がその地方で知的に優位な地位を占めるのが当然であるかのようなのである。それによると、地域で中立的であり、学術的成果を客観的に応用することに他の参加者が敬意を持っており、地域社会を知的に導いていくかのようだが、自由な社会なら、知は地域社会の中でも分散して存在するだろう。多様な源をもった知が、問題・争点ごとにどうつながるか、またつなぎ変わるか、と考えるべきではないのだろうか。⁴⁷⁾ ある時には大学でも、ある時には市の博物館が、ある時には県立高校の研究クラブが、というぐらいに柔軟なほうが地域課題の対応には適しているのではないか。

というのも、現実の課題において、政治学や経済学の学識がストレートに生き

ㄨ フィンランドの事例が紹介されている。ちなみに、グローバル化に関する 3 章では、このうちアイルランド以外の 5 개국とフランスに基づいている。

46) これに関連して、曾 (2021) は、米日中の大学における社会貢献を比較している。私には、日本の場合の教育思想の弱さが窺えて印象的であった。米国の service-learning と比較して日本では NPO 等との協働やアクティブ・ラーニングが重視され、独特の発展を示しているという。しかし曾論文は、紙幅の制約もあろうけれども、日本については手短な時系列的記述にとどまり、どのようにその選択がなされていったのかにまで踏み込んでいないことが惜しまれる。

47) これはリンダブロムの民主政治思想に基づいている (Lindblom and Woodhouse 1993)。言論の自由のない国では知の源は一か所に限定される。もっとも、リンダブロムは多元主義に批判的になっているが、それは経済界の力が強すぎ、ともに解決策を見出していこうとする相互行為が阻害されるからであった。私はここでは企業の力もさることながら、OECD のいう HEIs (高等教育機関) を日本では大学に偏らせ、地域の課題解決にあたってコミュニケーションの広がりが増えることを特に問題視する。

る場面はそう多くなく、政策の立案や決定には学術とは大きく異なった観点からの熟慮も欠かせないからである。実際、地域連携には大学の事務部門の役割が大きく⁴⁸⁾、「第三の役割」を教員向けの精神運動のように語っても地域住民が得られるものは乏しい。

第五に、先に触れた地域連携という用語に関するのだが、大学は地域「と」ではなく、地域「で」他の諸アクターと相談したり、交渉したり、知恵を出し合ったりすることが求められてきたはずで、大学を〈大学以外の地域まるごと〉と対置するような表現を使うのは間違いである。よって、小うるさいことを言うが、「地域連携」ではなく、「地域内連携」や、「地域アクター間連携」、あるいはもっと単純に、「地域課題への関与（参加）」などと表現するべきではないか。

6. おわりに

「地域貢献」で大学をどう生き残されるのかについても、地域住民が大学にどのような「貢献」を求めているのかについても、先行文献からは何もわからなかったといってよい。先行研究は地域社会との交流で学生の教育効果が上がるのか、教員が新しい研究テーマや切り口を得られるといった利点を挙げていたが、それは既存の大学像の部分改良であり、新たな理念と騒ぎ立てるほどの話ではない⁴⁹⁾。しかも、先行研究が決まって重視していたのに、「第三の役割」に資源配分することの難しさにも見通しが立たないままである。

必要な資源がない施策の実施が進まないのは小学生でもわかる話で、中学生な

48) 教員中心で論じられがちなことには私は強く疑問に思ってきたが、大学職員を志望する人向け web サイト「大学職員に就職・転職する方法 大学職員になりたい人のための情報サイト」には、面接試験の想定問答として「地域貢献」が取り上げられていた。その回答例②に曰く、「……大学の存在意義を高めるためにも非常に重要なものですが、新たな取組を実施していく際には、様々な関係者に説明したり、説得したりしていく必要があると思います。[改行] 職員はこのような場の調整役となり、すべての関係者にメリットがあるような形で社会貢献活動が進められるようにしていくべきと考えます」。このように、従来の議論は教員と学生に偏りすぎなのである。

<https://hspindex.com/2019/01/04/2073/>

49) もっとも、この印象は、私の世代が大衆化後の大学しか知らないことや、私自身が学部生の頃に学界に親しみを全く感じていなかったことが影響しているのかもしれない。

ら具体例を挙げて説明してくれることだろう。その進捗の悪さを糊塗するかのよう
に、大学に道義的な弱みを感じさせ、責任を大学に転嫁するには、「地域貢献」
や「社会貢献」といった利他的・道義的で反論しづらい言葉は便利であるに違
ない。国民に道徳的な義務を教え込みたい政権が進めてきた教育改革の一環であ
ればなおさら、我々はそうした表現を使うべきではないのだ。

本稿は言葉狩りが目的ではないし、信念をもって地域に溶け込んでいこうとす
る諸研究や活動を邪魔するつもりは毛頭ないのだが、大学改革の流行語をかくも
悪し様に述べてきた以上、何か代替的表現の模索くらいはしておくべきかもしれ
ない。控えめにその一例を四点から考えてみる。

まず、「地域貢献」を用いねばならない現実の場面はほとんどないので、実用
的には「地域連携」で代用すればよい。そもそも、文科省も実際にはそうしてい
る。地域貢献、社会貢献と言わせておきながら、具体的な補助メニューの中心は
地域連携である。

次に、「地域連携」と言い換えるにしても、大学が地域なる実体と連携するの
ではない。上述のとおり、「地域連携」よりは「地域内連携」、あるいは単に地域
社会への関与や参加とするほうがよい。そもそも、大学が地域社会の課題にかか
わると、それは地域の利害関係者との争いを含んだ政治的実践・実践となるから、
学術的成果を技術的に活用するような、恰も客観的・中立的な役割（リーダー的
であれ参謀的であれ）を想定することはできない。我々はそれよりも、政策の前
提として我々に避けがたく迫ってくるある考え方を吟味し、それとは異なる問をも
検討できるようにするべきであり、その意味で役所に嫌がられることにも力を貸
すべきなのである。⁵⁰⁾

ここで検討のレベルが一段下がるが、「社会貢献」なる用語はどう扱うべきだ

50) この点で、活性化＝観光と大学の「社会貢献」圧力は問題が非常によく重なっている。
地方創生に組み込まれて以来、典型的な課題設定である観光による雇用増や経済活性化
が大学にも求められているが、福井（2022）が鋭く指摘するように、全国の自治体に観
光資源開発の市場競争を強いることがそもそも経済政策として不適切なのである。福井
（2022）は2012～2016年の全国的な入込み客数増にも関わらず、三大都市圏以外では雇
用が増えていないことを明らかにしている。「観光立国」は大都市のメガイベントへの
財政支出を増やし、観光に不利な地域には努力不足として自己責任を押しつけること
になる。私は福井論文を読みながら、大学の地域貢献もよく似た構図だと思わざるを得な
かった。

ろうか。これは「地域貢献」よりはずっとましな表現だが（社会が広く漠然とし、何が何に影響するかそうそう特定できない複雑で流動的な関係性をよく含意している）、「貢献」という語の不適切さは同じことである。それでも、教基法・学教法の改正の適切な理解においてこの語を避けて議論することはできなかったのだった。したがって、それらの法に言う広く社会の発展に寄与するという意味の短縮的・省略的表現は許容せねばならない。

最後の論点として、「貢献」という語の使い方にも触れておく。大学が地域に「貢献したい」と表明するのは自由だし、日本語としてもおかしくはない。しかし、地域の「何」に貢献するのかを限定しないのは無責任である。ある大学がある課題領域に貢献したと評価されたとしても、それが別の課題領域ではむしろ地域住民に害をなしているかもしれない。公共政策学はこれまでもそうした可能性を重視してきたのであり、政策立案に貢献したいからといって、誰にどれほどの害をなすかわからない政策決定の重さから目をそらすようなことは断じて許されない。

さて本稿は政府の「地域貢献」の悪意めいたものを問題視するものであって、これからの大学の在り方をどう考えるのかという問いには全く触れていない。

教育・改革という問題意識から入るなら、私は生涯学習・社会教育から大学を考え直してみるべきであったろう。ただ、大学の地域貢献そのものに焦点を絞ると、その先行研究は生涯学習を概ね市民講座に過ぎぬ否定的なトーンで扱われているのに、社会教育の専門家には、単なる「社会貢献」ではいけないからと逆説的に〈社会貢献で生き残れ〉と肯定的であったりする⁵¹⁾。これはレトリックなのであろうが、案外ストレートな主張のようにも思われ、本稿ではそうした議論を取り扱うことができなかった。そもそも「第三の役割」論だけでなく、「生涯学習」もユネスコや OECD の提唱とは異なっており、生涯学習と社会教育の概念や言説的影響を含めて検討するのは、今の私にはハードルが高すぎた。少し時間をおいてから、アプローチ方法を考え直してみたい。

51) 上杉・香川・河村編（2016：230）は大学の生き残り論に触れ、「生き残りの方策として大学開放を考えるならば」、単なる「社会貢献」ではなく、「時代に応じた重要な知識、スキルを提供」するべきと主張している。これは、大学を地域社会の知の拠点にしようとする真剣に考えているので、私の批判と噛み合うところもあるが、方向性は大きく異なっている。

参考文献

(web サイトの最終閲覧日は、すべて 2022 年 10 月 1 日。)

青木栄一 2021, 『文部科学省』中公新書。

青山学院教育法研究会 2014, 『大学・学校・教育 法律実務ガイド』第一法規。

足立幸男 2009, 『公共政策学とは何か』, ミネルヴァ書房。

荒牧重人ほか編 2015, 『新基本法コメンタール 教育関係法』別冊法学セミナー No. 237, 日本評論社。

上杉孝實, 香川正弘, 河村能夫編著 2016 『大学はコミュニティの知の拠点となれるか』ミネルヴァ書房。

岩崎保道 2016, 「国立大学における地域系学部の動向：国立大学改革を背景として」『関西大学高等教育研究』7, 135-141。

宇田川拓雄 2019, 「高等教育のユニバーサル化とアメリカの授業料無償化政策」『高等教育ジャーナル』26, 25-33。

旺文社教育情報センター 2015, 「国立大「交付金」の“3 類型”化の顔ぶれ！」(平成 27 年 9 月)

https://eic.obunsha.co.jp/resource/pdf/educational_info/2015/0904_k.pdf

大田原渉 2018, 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案について」衆議院調査局『RESEARCH BUREAU 論究』15, 341-358。

大宮登, 増田正 2007, 『大学と連携した地域再生戦略：地域が大学を育て、大学が地域を育てる』ぎょうせい。

木下斉 2018, 『凡人のための地域再生入門』ダイヤモンド社。

国立大学協会政策研究所 2014, 『報告書 地域における国立大学の役割に関する調査研究：4 県有識者・自治体と 2 県住民調査の結果から』(web 版)

<https://www.janu.jp/wp/wp-content/uploads/2021/03/2013/seisakukenkujo-chiiki-p-all.pdf>

小林明 2017, 「米国のコミュニティ・カレッジに関する一考察：高等教育機関としての認定」『明治大学国際日本学研究』9(1), 15-30。

小林建一 2018, 「法的擬制としての「最終決定権」：学校教育法における大学学長の権限規定の法解釈問題の検討を通じて」『高等教育ジャーナル』25, 22-36。

佐藤郁也編著 2018, 『50 年目の「大学解体」と 20 年後の「大学再生」』京都大学学術

出版会。

斎藤剛史 2015, 「国立大学が「一列」でなくなる！ 55校は「地域貢献大」に」(ベネッセ教育情報サイト)

<https://benesse.jp/kyouiku/201509/20150918-1.html>

鈴木眞澄 2018, 「2014年改正学校教育法の問題点：再論：学校教育法と私立学校法」『龍谷法学』50(3), 127-148。

島康貴, 前川美紀子 2022, 「大学の地域貢献における住民ニーズの調査報告：地域連携機構ニーズ調査アンケートを通して」『環太平洋地域文化研究紀要』3, 191-210。

高嶋裕一ほか 2006, 「地域貢献活動を大学教員はどのように理解しているか：岩手県立大学総合政策学部の場合」『総合政策』7(2), 171-185。

竹内健太 2019, 「国立大学法人運営費交付金の行方：「評価に基づく配分」をめぐる」『立法と調査』413, 67-76。

田中壮一郎監修, 教育基本法研究会編著 2007, 『逐条解説 改正教育基本法』第一法規。

田中優 2018, 『学生・教職員・自治体職員・地域住民のための地域連携PBLの実践』ナカニシヤ出版。

中央教育審議会 2018, 『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)』(平成30年11月26日, 第119回総会)

https://www.mext.go.jp/content/20200312-mxt_koutou01-100006282_1.pdf

鶴田義男 2012, 『アメリカのコミュニティ・カレッジ：その現状と課題』近代文藝社。

寺脇研, 前川喜平 2021, 『官僚崩壊』扶桑社。

トロウ, M. 2000, 『高度情報社会の大学』喜多村和之訳, 玉川大学出版部。

長田進 2015, 「地域貢献について大学が果たす役割についての一考察」『慶応義塾大学日吉紀要 社会科学』26, 17-28。

浪本勝年, 三上明彦編 2008, 『「改正」教育基本法を考える』北樹出版, 改訂版。

日本教育法学会編 2021, 『コメンタール教育基本法』学陽書房。

久繁哲之介 2010, 『地域再生の罨』ちくま新書。

広田照幸 2004, 『教育』岩波書店。

広田照幸 2022, 『学校はなぜ退屈でなぜ大切なのか』筑摩書房。

福井一喜 2022, 「観光で稼ぐのは難しい」『都市問題』113(10月号), 80-92。

藤井誠一郎 2021, 『ごみ収集とまちづくり 清掃の現場から考える地方自治』朝日新聞出版。

- 藤村正司, 島一則 2015, 「地域は大学に何を望むのか? : 有識者・自治体・住民調査の結果から」『IDE』2015年6月号, 56-62。
- 学びのクリエイターになる! 実行委員会編 2020, 『社会基盤としての社会教育再考』日本青年館
- 村上祐介, 橋野晶寛 2020, 『教育政策・行政の考え方』有斐閣。
- 前川喜平 2018, 『面従腹背』毎日新聞出版。
- 前田晶子 2012, 「教育が「地域に根ざす」とは?」『鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要』22, 147-154。
- 松村邦彦 2009, 「大学発「地域貢献・再生論」について」『地域健康文化学論輯』（九州大学）1, 39-57。
- 森稔樹 2019, 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の就学及び就業の促進に関する法律」自治総研『研究所資料 地方自治関連立法動向 第6集 第196常会～第197臨時会』No.128, 239-274。
- 文部科学省高等教育局 2020, 「地域連携プラットフォームに関するガイドライン: 地域に貢献し, 地域に支持される高等教育へ」(令和2年10月)
https://www.mext.go.jp/content/20201029-mext-koutou-000010662_01.pdf
- 矢口芳生 2018, 「地域経営学の役割と意義」『福知山公立大学研究紀要』別冊1, 169-185。
- 矢口芳生 2021, 「大学の社会貢献に関する一考察: 福知山公立大学を例に」『福知山公立大学研究紀要』5(1), 131-161。
- 鳥山亜由美 2021, 「公立大学が行う地域貢献活動についての一考察」『公共政策志林』9, 106-121。
- 佐藤雄一 2014, 「私立大学等改革総合支援事業について」『大学評価研究』13, 69-77。
- 曾愉茜 2021, 「各国における大学生の地域貢献型学習の展開と政策: 日, 米, 中三ヶ国を中心に」『同志社政策科学院生論集』10, 1-9。
- Lindblom and Woodhouse, 1993, *The Policy-Making Process*, 3rd., Prentice Hall. (藪野祐三, 案浦明子訳『政策形成の過程』東京大学出版会, 2004年。)
- OECD 1999, *The Response of Higher Education Institutions to Regional Needs*. (相原総一郎ほか訳『地域社会に貢献する大学』玉川大学出版部, 2005年。)

内閣府世論調査の出典 URL（同サイトの要請に基づく記載）

- ・「生涯学習に関する世論調査」（平成 30 年 7 月調査）
<https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-gakushu/>
<https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-gakushu/gairyaku.pdf>
- ・「地域社会の暮らしに関する世論調査」（令和 2 年 10 月調査）
<https://survey.gov-online.go.jp/r02/r02-chiikishakai/2.html>
- ・「社会意識に関する世論調査」（令和 3 年 12 月調査）
<https://survey.gov-online.go.jp/r03/r03-shakai/index.html>

参考資料 1 大臣の国会答弁

第 165 回国会 衆議院 教育基本法に関する特別委員会 第 4 号 平成 18 年 10 月 31 日
 国会会議録検索システム <https://kokkai.ndl.go.jp/#/>
 （強調は引用者による。）

155 横山北斗

○横山委員 民主党、横山北斗です。

私は、大学と私立学校について、きょうは、政府案の方の七条「大学」、八条「私立学校」、もし進めれば、九条「教員」、この三条について質問していきたいと考えております。それでは始めさせていただきます。

まず、政府案では、第七条「大学」において、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」こうなっております。

現行の教育基本法の中には、大学について対応している条文というものは特にございません。かわりに、学校教育法の五十二条で、大学を学術の中心として、その目的を大きく三点、広く知識を授ける、広く専門の学芸を教授研究する、そして、知的、道徳的及び応用能力を展開させることとなっております。

したがって、これまでの大学について規定してきた学校教育法と今回の教育基本法案で加えられましたこととの大きな違いとして、最後の「社会の発展に寄与する」という記述、これによって、大学の社会的貢献、これが明記されたことに大きな違いがあると思います。

そこでまずお尋ねしたいことは、これまでは、どちらかといえば研究と教育を大学の主目的として、その結果として社会的貢献が図られるというように学校教育法五十二条においては解釈されていたと思いますけれども、この教育基本法の政府案にあっては、社会的貢献を図るために研究と教育があるという、まあ言葉の問題かもしれませんが、主目的がシフトしたものと理解してよろしいのでしょうか。お答えください。

〔委員長退席、鈴木（恒）委員長代理着席〕

156 伊吹文明

○伊吹国務大臣 今先生のおっしゃったような理解のもとに我々はこの法律は提出しておりません。むしろ、教育を行い研究をしていただくことによって、結果的にそのことが社会に貢献をするということはもう当然のことでございますし、同時に、長寿社会になってもう一度学び直しをやりたいとか、いろいろ違う価値観に触れてみたいとか、あるいは、職業的な転職のために新しい教育課程をとってみたいとか、地域で、大学には入らないけれども、大学という場で何らかの催しに参画してもらいたいとか、やはり、社会的な貢献を大学がしていただく役割もふえてきております。

ですから、何か今おっしゃったように、社会に貢献するために研究させるんだとかあるいは教育をさせるんだとか、そういう意図はこの今回の政府提案にはございません。

57 横山北斗

○横山委員 お話はわかりました。しかし、「社会の発展に寄与する」というこの一文を見

て神経をとがらせている大学の先生たちがいらっしやることは事実です。

ただ、私は、むしろこの社会的貢献ということにつきましては、恐らくほとんどの大学で掲げられていることではないかなと。つまり、例えば早稲田大学などを例にとりましても、その建学の理念を見ますと、次のように記されております。漢字を読み間違っていたら申しわけございません。

早稲田大学は学問の活用を本旨と為すを以て学理を学理として研究すると共に之を實際に応用するの道を講し以て時世の進運に資せん事を期す

このように早稲田の場合でも、学問は現実に生かし得るものである、日本の近代化に貢献するものである、こう建学の理念の中で明記しています。

ほかの大学を見てもそれは同じでして、例えば学生募集のための大学案内などを見ましても、建学の精神や目的の中に、知の財産を社会に還元することは本学の使命である、こういう趣旨のことが記されている学校というのは非常に多いわけです。ですから、今や大学に、産学連携、産学官連携のいろいろな研究推進センターも設置されている大学も多くなりました。したがって、大学の方が社会に貢献するということをみずから宣言してやっている以上は、特にこの一語をむしろ問題にする方が私としてはどうかしているんじゃないかなという思いはあります。

しかし、逆に言えば、既に大学がみずから発信し実践してきた社会的貢献を今ここで新たにこの教育基本法に文章として記すということに、やはり何か政治的な意図があるんじゃないか、何か別な意味があるんじゃないかと心配する人だっているわけです。

この点、今、いささかも心配要らない、そういう趣旨の御発言だったと私は受けとめましたけれども、ある意味では、これは法律の方が各大学の取り組みにおくれていたから整備したというような解釈もできますし、あるいは単なる努力目標というような見方もできますし、いま一度、このあたりのお考えを大臣からお聞かせ願えればと思います。

158 伊吹文明

○伊吹国務大臣 大きな流れは先ほど私が御説明したとおりですが、どうなんでしょう、先生、人権を守れとか個人の権利というのは、みんなが当たり前のことのように言いますし、いろいろなもの書かれておりますが、しかし、やはり憲法にはきちっとそのことがうたわれているわけですね。

ごく当然のことだけれども、大学なら大学にとって社会的に大切な役割というのを、学校教育法ではなくてやはり基本法に書くということの方が、私は、基本法に書かれたということで、大学がさらに広く立場も強くなるし認知もされるというふうに向きにとらえていただけないかと思うんですが。

159 横山北斗

○横山委員 わかりました。

結局、もっと具体的に言えば、大学が社会の発展に寄与するというこの文章に神経をとがらせている方は、学問の自由が特定の国家目標に侵害されるとか、研究テーマが強制されるとか、恐らくこんな感じで不安を抱いているんだらうと思います。

この点、では、社会の発展に寄与する研究を行っているかどうかということについては、

既に国立大学法人になってから行われていることと思いますが、基本的には、研究者みずからが中長期的目標を設定し、そして発表していくというようなやり方、それは第七条二項の方で補われているのかなど。「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。」この第二項で補われているとするならば、社会的貢献ということに関しての研究は、いわば自己申請、申告というか、そういうタイプのものとして理解してよろしいのでしょうか。

160 伊吹文明

○伊吹国務大臣 国が研究に介入したり、研究に一定の制約を加えたり、方向に沿わないものをだめだと言ったり、そういうことはあってはならないことだと思います。

ただ、なぜ大学が大学独立行政法人になったのかという原点だけは、私は余り個人的には率直に言って賛成じゃなかったんですが、なったのかということのを少しやはり大学人も考えながら、学問の自由、研究の自由というものを大切にしていきたいんですね。それは、私立であれ国公立であれ、国民の汗とあぶらの大きな結晶がそこへ入って大学は運営されていますから、学問の自由に介入することはあってはならないけれども、非効率な運営をするというか、管理の自由というものと学問の自由とはやはり違う。だから、その管理の自由のところ独立行政法人化によって一つの指針というか自己規律を求めている、こういうことですので、学問研究の部分について先生の御懸念のようなことはあってはなりませんし、文科省としてはそんなことは全く考えておりません。

161 横山北斗

○横山委員 確かに、国立大学の側にさまざまな非効率があって、世間の批判にこたえてある程度競争というか、競争という言い方はおかしいですけども、インセンティブを与えるための政策が必要であったという点は私も理解はいたしております。

では、もう少し今度は専門的なことですので、御説明できる方で構いません。

大学の教員が研究業績のリストをつくるときに、これは、各大学における情報公開用にも使われますし、あるいは、全国公募のときの履歴書なんかと同じような提出書類の中にも使われますが、十年前ですと、論文、著書、学会報告、スポーツならそのスポーツの大会の成績とか、そういうことを記すだけでよかったんですが、今では、業績リストの項目の中に、学内外でどういう委員会に入っているか、情報公開審議会とか土地収用認定何とかか、そういう、社会で活躍しているというようなことも記す欄が設けられるようになりました。これは、いつごろどういう理由でそうなったのか、お聞かせください。

162 清水潔

○清水政府参考人 先生御指摘のように、各大学において、研究教育情報の公開資料とか公募の際の研究教育業績表について、それぞれの大学が必要な情報を記載するように定めているものがございます。したがって、私どもが特段の様式を示しているものではないです。

ただ、大学の教員にさまざまな社会的貢献をしているかが求められるようになってきた、ちょうどそういうことについて、先ほど先生御指摘のように、それぞれ社会的な存在とし

ての大学の役割ということ在建学の理念としてうたっている大学もございますけれども、一般的に言えば、例えば昭和六十二年の臨時教育審議会答申で、「大学は、自らを広く社会に開放し、社会の要請を受けとめ、公共的な寄与を果たす責任を負う。」そういう開かれた教育機関である、そうあるべきではないかということが提言されたことがございますし、その後、同趣旨の提言はあちこちでもなされておるところでございます。

そういう意味で、大学の教員の役割についても、研究実績のみならず、社会におけるさまざまな活動も含めてきちんと評価しよう、そしてそれは、大学とさまざまな実務の世界の交流が進めば進むほどそういうものをきちんと評価していきたい、そういうことで広く各大学で定着するようになってきたのではないかと、このように考えております。

163 横山北斗

○横山委員 申しわけありません、もう一回同じことをお尋ねしたいんですが、ということは、例えば学生による教員の評価なんかは、東海大学が最初に始めて、それをモデルとして全国に広まっていった、そういうことなんですか。どこかの大学が始めたから、それがいいことだといって、みんなが、いろいろな大学がまねするようになって広まっていったのですか。

164 清水潔

○清水政府参考人 学生による例えば授業評価を通して大学の教育機能というのものをもっともっと活性化させていこう、高めていこうという考え方、問題意識は、私の記憶するところでは、やはり臨教審答申以降平成の代になって、痛切な問題意識として各大学、大学関係者の中に共有されるようになってきたということが言えようかと思います。恐らく、アメリカにおける大学の授業評価等をモデルにしながら、いろいろな大学で試行錯誤的な試みがされてきたということであろうというふうに理解しております。

165 横山北斗

○横山委員 今私が質問したのは、社会的貢献の欄が設けられたのが、どこかの学校がやったからよそもまねするようになったんですかという趣旨の質問だったんです。

これは、実際そういう欄ができれば、大学の先生というのはなかなかそこを空白で出すというのに抵抗があるわけですから、どうしても何か自分は社会的貢献をしないと大学におられなくなるんじゃないかなというような観念になることは、事実そういう人もいるわけですね。いろいろな政府の委員になる人も大勢いますけれども、アメリカなんかですと、そういうのは大変名誉なことであると昔から考えられておりましたが、申しわけない、日本では、そういうのは御用学者だといってなかなか引き受けられない研究者が多かった時代もあります。だから、そのあたり、自然と大学の方で広がっていったものであればともかく、そうではなくして、やはり何らかの形で、文科省なりなんなりが奨励する形でこの研究業績リストの中に社会的貢献が加わっていたとすれば、それは少し考えていく余地があるのではないかな、これは私の個人的な意見としてお聞きくださいれば結構です。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

今、大学の関係者は、もう既に、さまざまな機関の行う外部評価というものを気にして

おります。例えば、週刊ダイヤモンドがしばしば行う大学ランキングなどもその一つとして、週刊誌の側はこの大学ランキングについて、これは専門的な評価ではなく、一般社会が大学に求める事項、いわゆる世間知という観点から項目を選定して評価したものである、こう説明しているんですけども、評価される大学の関係者にしてみると、学生募集にもかわる非常に重要な問題です。自分の卒業した大学は何位だろうかというのは、立ち読みとか、みんな関心を持って見るところなんです。

こうした評価は、先ほどの教員評価のところでも御答弁いただきましたけれども、大体、外国でやっているから取り入れようというのが多くて、その先進例としてどこがあるんでしょうか。例えば、イギリスならイギリスのこういう評価システムはどんな内容で、どういう方法をもって人々の知るところとなっているのかについて、これも、わかる方、御説明願えればと思います。

166 清水潔

○清水政府参考人 お尋ねの、イギリスの大学評価システムについてでございますが、イギリスにおけるシステムは、研究評価と教育評価に分かれております。

教育評価につきましては、高等教育審査機構、QAAと申しますけれども、これが、大学の自己点検評価報告書をもとに、当該大学が適切な水準と質の教育課程を提供し、適切に学位、資格を授与しているかどうかを判断する機関評価でございます。それから、それ以外の、大学が提供する各分野の学位とかプログラムについて、その水準と教育成果を判断する分野別評価を、あわせて教育評価として実施しております。

一方、研究評価でございますが、例えばイングランドでは、イングランド高等教育財政審議会により、教員の研究業績を最も基本としながら、研究環境でありますとか、研究組織でありますとか、組織の研究計画でありますとか、そういうものを踏まえながら評価が行われているということでございます。

なお、公表につきましては、評価は、それぞれの実施機関において、例えばホームページ等で広く公表されておると承知しております。

167 横山北斗

○横山委員 そうすると、公的な意味を持つ、権威ある意味を持つものとして国民の間に理解されている、そう理解してよろしいのでしょうか。もう一回お尋ねします。

168 清水潔

○清水政府参考人 イギリスにおいては、非営利法人としての公的な機関が大学評価を行っているということでございます。

そのほか、さまざまなメディアあるいは研究者、あるいは機関等によりまして第三者評価はもちろん行われておまして、これがいわゆるランキングという形でいろいろ公表されている、こういうものでございます。

169 横山北斗

○横山委員 それでは、「社会の発展に寄与する」ということが教育基本法の中に明文化さ

れることで、現在以上に、大学の運営から教育研究の状況を公開するための公的な評価システムがそうなると必要になってくるのではないかなという気もいたしますが、この点いかがでしょうか。

170 清水潔

○清水政府参考人 現在、すべての大学において、その運営及び教育研究等について認証評価制度による評価というものを、学校教育法の改正によりまして、平成十六年度から導入いたしております。

大学が、認証評価制度を適切に活用しながら、そういう意味で、みずからの教育研究の内容についての質を保証していこうというふうな考え方に基づくものでございまして、先生かねてから御指摘でございますように、そういう成果を当然社会にも還元していく、こういうことであろうと思っております。

171 横山北斗

○横山委員 わかりました。大学の募集等々にも本当にかかわる非常に重要な問題ですので、この先、公的な調査がより権威づけられていくということであれば、慎重に実施されることをよろしく願いたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

これは大臣でよろしいでしょうか。研究分野の中には、社会の発展に寄与といっても、それが見えにくい分野、基礎研究、これがたくさんございます。こうした分野についての保障、とりわけ、財政措置を含めていかがでしょうか。

172 伊吹文明

○伊吹国務大臣 私は、先生が危惧しておられるまさにその点がありますので、大学を独立行政法人にするのは、この立場になるまでは個人的に非常に反対だったわけです。ビジネスに結びつきやすい分野、これはなるほど非常にいいと思いますよ、独立行政法人。だから今は、文科系でも、法科大学院とか経営大学院とかございます。しかし、源氏物語から、永井荷風から瀬戸内寂聴まで、人生の哀歓を知らず、法律ばかり勉強して裁判官になった人に離婚の調停をされたらやはり困るというのが本当のところじゃないかと思うんですよ。

だから、リベラルアーツというのが基礎研究というのが、こういうところが本当は一体となって、その教養に裏づけられた専門的な分野がやはりあるんだと思うんですね。私が文部科学大臣をやっている限りは、今先生がおっしゃったようなところでできるだけ手厚いことをむしろしたいと思っております。

以上

参考資料 2 内閣府「生涯学習に関する世論調査」2018（H30）年 7 月調査からの抜粋

2. 大学などにおける社会人の学習に関する考え方について

（出典 <https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-gakushu/2-2.html>）

（1）大学などにおける学習歴

Q4「大学、大学院、短大、専門学校などの学校において学習したことがあるか」

（対象者：「学校を出て一度社会人となった後に、学校において「学習したことがある（現在学習している）、学習してみたい」とする者、「まだ在学中であり、社会人となった経験がない」と答えた者、「その他」と答えた者（687人））

「正規課程で学習したことがある（現在学習している）」 9.9%

「正規課程で学習したことはないが、公開講座や履修証明プログラムなど、短期講座で学んだことがある（現在学習している）」 9.4%

「学習したことはないが、今後は学習してみたい」 17.0%

「学習したことはなく、今後も学習したいとは思わ（え）ない」 58.1%

「まだ在学中であり、社会人となった経験がない」 3.2%

ア 大学などでの学習に期待する成果

（対象者：同上）

Q4sq1「これから社会人として大学などで学ぶとすれば、どのような成果を期待するか」（複数回答，上位 4 項目）

「幅広い教養を得ること」 48.2%

「資格を取得すること」 40.2%

「特定分野の先端的・専門的な知識を得ること」 37.1%

「特定分野の基礎的な知識を得ること」 31.4%

ウ 講座の提供場所

Q4sq3「社会人として大学などで学ぶとすれば、どこで講座が開講されると学習しやすいと思うか」（複数回答，上位 5 項目）

（対象者：「学校を出て一度社会人となった後に、学校において「学習したことがある（現在学習している）、学習してみたい」とする者、「まだ在学中であり、社会人となった経験がない」と答えた者、「その他」と答えた者（687人））

「図書館や公民館などの社会教育施設」 45.4%

「インターネット」 45.3%

「大学などの校舎」 27.9%

「駅など公共交通機関の施設と同じ建物内」 21.7%

「会社などの勤務先」 20.4%

(2) 大学などでの学習の推進方法

Q5 「社会人が大学などで学習しやすくするためには、どのような取組が必要だと思うか」
(複数回答, 上位5項目, 出典の同上 html では上位2項目であったため概要 PDF から補充)

「学費の負担などに対する経済的な支援」 42.5%
「土日祝日や夜間など, 開講時間の配慮」 36.0%
「就職や資格取得などに役立つ社会人向けプログラムの拡充」 28.0%
「放送(テレビ・ラジオ)やインターネットなどで受講できるプログラムの拡充」 25.0%
「学習に関する情報を得る機会の拡充」 22.7%

3. 地域や社会での活動に対する考え方について

(出典 <https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-gakushu/2-3.html>, *印は引用者補足)

(1) 地域社会での活動への参加意欲

Q6 「地域や社会でどのような活動に参加してみたいと思うか」

「参加してみたい」(小計) 79.9%
(その内容: 複数回答, 上位9項目)
「スポーツ・文化活動」 26.9%
「地域の子供のためのレクリエーション活動や自然体験活動など」 22.1%
「防犯・防災活動」 20.7%
「子育て・育児を支援する活動」 19.8%
「地域の環境保全に関する活動」 18.7%
「地域の伝統行事や歴史の継承に関する活動」 17.5%
「地元の観光や産業の活性化に貢献するような活動」 17.5%
「障害者や高齢者, 外国人住民などの支援に関する活動」 17.2%
「学校の環境整備(花壇の整備など)や教育活動を支援するなど, 地域が学校と協働する活動」 15.6%
* cf. 「地域や社会での活動に参加したいとは思わない」 16.7%

(2) 地域社会での活動への参加を促す方策

Q7 「多くの人が地域や社会での活動に参加するようになるためには、どのようなことが必要だと思うか」(複数回答, 上位5項目*)

「地域や社会での活動に関する情報提供」 42.3%
「地域や社会に関する講習会の開催など, 活動への参加につながるようなきっかけ作り」 41.8%
「活動の成果が社会的に評価されること」 29.8%
「交通費などの必要経費の援助」 26.9%

「コーディネーターなどに、地域や社会での活動を支える人的体制や活動の拠点となる場が整っていること」 25.8%

以上

参考資料 3 内閣府「地域社会の暮らしに関する世論調査」（2020 年 10 月調査）からの抜粋（出典 URL <https://survey.gov-online.go.jp/r02/r02-chiikishakai/2.html>, *印は引用者補足）

地域の暮らしについて

（8）地域における将来の行政機能に対する心配な分野

お住まいの地域における将来の行政機能について、特に、どのような分野の水準が低下することが心配か（複数回答，上位 6 項目）

（a）人口 20 万人未満

「医療・健康づくり施策」 45.0%

「福祉施策（高齢者活動支援，介護支援，障害者支援など）」 44.5%

「地域の公共交通サービスの提供や道路などの整備」 39.7%

「交通安全・防犯対策」 28.3%

「防災対策」 25.6%

「上下水道やゴミ収集などの生活環境の整備」 23.0%

質問は同上

（b）人口 20 万人以上（複数回答，上位 7 項目）

「福祉施策（高齢者活動支援，介護支援，障害者支援など）」 42.8%

「医療・健康づくり施策」 40.7%

「交通安全・防犯対策」 34.5%

「地域の公共交通サービスの提供や道路などの整備」 31.8%

「防災対策」 30.1%

「上下水道やゴミ収集などの生活環境の整備」 27.2%

「各種行政サービスについて相談・申請できる窓口機能」 24.8%

* cf. 「特にない」 10.8%

以上

参考資料 4 中央教育審議会 諮問・答申等一覧

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/index.html

（2022/10/1 時点。上記 URL は 2002 年以後を記しており，以下はその抜粋である。（西暦）を追記したほかはすべて原文どおり。本稿と関連の高いものを引用者が太字で強調。）

諮問・答申等

〈2022年〉

令和4年9月21日 大学設置基準等の改正について（答申）（中教審第238号）

〈2021年〉

令和3年4月22日「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）

〈2020年〉

令和2年11月5日 高等専門学校設置基準の改正について（答申）（中教審第227号）

〈2019年〉

令和元年8月9日 大学院設置基準の一部改正について（答申）（中教審第217号）

平成31年1月25日 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（第213号）

〈2018年〉

平成30年12月21日 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）（中教審第212号）

平成30年11月26日 **2040年**に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）（中教審第211号）

平成30年6月8日 大学設置基準等の改正について（答申）（中教審第208号）

〈2017年〉

平成29年3月29日 大学設置基準等の改正について（答申）（中教審第200号）

平成29年3月6日 我が国の高等教育に関する将来構想について（諮問）

〈2016年〉

平成28年12月14日 大学設置基準の一部を改正する省令の制定について（答申）（中教審第196号）

平成28年5月30日 個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）（中教審第193号）

平成28年3月18日 大学設置基準等の改正について（答申）（中教審第192号）

平成28年3月18日 学位規則の改正について（答申）（中教審第190号）

平成28年1月26日 国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成二十九年度に開設する医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令の制定について（答申）（中教審第187号）

〈2015 年〉

平成 27 年 12 月 21 日 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）（中教審 186 号）

平成 27 年 12 月 21 日 チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（中教審第 185 号）

平成 27 年 10 月 28 日 高等教育予算の充実・確保に係る緊急提言

平成 27 年 3 月 24 日 大学設置基準等の改正について（答申）（中教審第 182 号）

〈2014 年〉

平成 26 年 12 月 22 日 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育，大学教育，大学入学者選抜の一体的改革について（答申）（中教審第 177 号）

平成 26 年 6 月 23 日 大学設置基準等の改正について（答申）（中教審第 173 号）

平成 26 年 02 月 12 日 大学通信教育設置基準の改正について

〈2013 年〉

平成 25 年 12 月 24 日 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の改正について（答申）（中教審第 169 号）

平成 25 年 12 月 13 日 今後の地方教育行政の在り方について（答申）（中教審第 166 号）

平成 25 年 04 月 25 日 第 2 期教育振興基本計画について（答申）（中教審第 163 号）

平成 25 年 01 月 18 日 学位規則の改正について（答申）（中教審第 159 号）

平成 25 年 01 月 18 日 大学設置基準及び短期大学設置基準の改正について（答申）（中教審第 158 号）

〈2012 年〉

平成 24 年 10 月 30 日 大学設置基準の改正について（答申）（中教審第 156 号）

平成 24 年 08 月 28 日 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）

平成 24 年 08 月 28 日 大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について（諮問）

〈2011 年〉

平成 23 年 01 月 31 日 グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～答申

平成 23 年 01 月 31 日 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）

〈2010 年〉

平成 22 年 06 月 30 日 大学院設置基準等の改正について（答申）

平成 22 年 02 月 01 日 大学設置基準及び短期大学設置基準の改正について（答申）

〈2009年〉

平成21年10月27日 大学設置基準の改正について（答申）（中教審第124号）

〈2008年〉

平成20年12月24日 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（諮問）

平成20年12月24日 「高等専門学校教育の充実について」（答申）

平成20年12月24日 学士課程教育の構築に向けて（答申）

平成20年10月06日 大学設置基準等の改正について（答申）

平成20年09月11日 中長期的な大学教育の在り方について（諮問）

平成20年04月18日 教育振興基本計画について —「教育立国」の実現に向けて—（答申）

平成20年02月19日 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）

〈2007年〉

平成19年03月10日 教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について（答申）

〈2006年〉

平成18年07月11日 今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）

〈2005年〉

平成17年12月08日 今後の教員養成・免許制度の在り方について（中間報告）

平成17年10月26日 義務教育の構造改革 中央教育審議会答申の概要

平成17年09月05日 新時代の大学院教育 —国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて— 答申

平成17年06月13日 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」

平成17年06月13日 新時代の大学院教育 —国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて— 中間報告

平成17年01月28日 我が国の高等教育の将来像（答申）

平成17年01月13日 地方分権時代における教育委員会の在り方について（部会まとめ）

〈2004年〉

平成16年09月06日 我が国の高等教育の将来像（審議の概要）

平成16年08月12日 大学院部会における審議経過の概要 —国際的に魅力ある大学院教育の展開に向けて—

平成16年08月06日 大学入学資格検定の見直しについて

平成16年02月18日 薬学教育の改善・充実について（答申）

平成16年02月06日 大学設置基準等の改正について（答申）

平成 16 年 01 月 14 日 構造改革特別区域における大学設置基準等の特例措置について（答申）

〈2003 年〉

平成 15 年 12 月 16 日 新たな留学生政策の展開について（答申）

平成 15 年 03 月 20 日 新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について（答申）

平成 15 年 01 月 23 日 大学設置基準等の改正について（答申）

〈2002 年〉

平成 14 年 11 月 14 日 新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について（中間報告）

平成 14 年 08 月 05 日 法科大学院の設置基準等について（答申）

平成 14 年 08 月 05 日 大学院における高度専門職業人養成について（答申）

平成 14 年 08 月 05 日 大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）

平成 14 年 07 月 29 日 青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について（答申）

平成 14 年 04 月 18 日 法科大学院の設置基準等について（中間報告）

平成 14 年 04 月 18 日 大学院における高度専門職業人養成について（中間報告）

平成 14 年 04 月 18 日 大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（中間報告）

平成 14 年 03 月 07 日 大学設置基準等の改正について（答申）

平成 14 年 02 月 21 日 新しい時代における教養教育の在り方について（答申）

平成 14 年 02 月 21 日 今後の教員免許制度の在り方について（答申）

平成 14 年 02 月 21 日 大学等における社会人受入れの推進方策について（答申）

以上